

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜 多 正 敏

1 日時

平成 24 年 3 月 16 日（金曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 4 時 1 分散会

（休憩 10：20～10：20、10：23～10：24、11：17～11：18、11：34～11：42、  
11：57～11：58、12：01～12：01、12：03～13：01、15：00～15：13）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

喜多正敏委員長、後藤完副委員長、及川幸子委員、関根敏伸委員、岩渕誠委員、  
樋下正信委員、神崎浩之委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、工藤担当書記、千田併任書記、細川併任書記、三田地併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、  
谷藤環境担当技監兼産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、  
伊勢環境生活企画室企画課長、平井環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
玉懸環境保全課総括課長、吉田資源循環推進課総括課長、  
松本資源循環推進課災害廃棄物対策課長、八重樫自然保護課総括課長、  
千葉青少年・男女共同参画課総括課長、佐藤県民くらしの安全課総括課長、  
白岩県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
佐々木県民くらしの安全課県民生活安全課長、  
久喜県民くらしの安全課消費生活課長、  
田中産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及課長、  
中村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備課長

(2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、根子保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、  
六本木医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、  
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、小田原地域福祉課総括課長、

岡村長寿社会課総括課長、朽木障がい保健福祉課総括課長、  
奥寺児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

遠藤医療局長、佐々木医療局次長、大槻経営管理課総括課長、  
佐川参事兼職員課総括課長、及川医事企画課総括課長、村田業務支援課総括課長、  
松川業務支援課薬事指導監、村山業務支援課看護指導監、川上医師支援推進室長、  
千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

11人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

- ア 受理番号第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願
- イ 受理番号第37号 岩手県民の命と暮らしを守るための請願
- ウ 受理番号第39号 放射能汚染対策を求める請願

(議案)

- ア 議案第41号 浄化槽法施行条例の一部を改正する条例
- イ 議案第44号 化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第63号 岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

- ア 受理番号第31号 「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願
- イ 受理番号第32号 岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

- ア 議案第22号 岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例
- イ 議案第38号 看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第39号 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- エ 議案第43号 療育センター条例及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第17号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第50号 県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○喜多正敏委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願については、当環境福祉委員会のほか総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて総務委員会との協議が必要になる可能性があるため、総務委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。また、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願についてはただいま申し上げた2件の請願と関連がありますので、あわせて審査を行うこととしたいと考えますので、御了承願います。

それでは、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。なお、当委員会付託部分は、受理番号第4号については、請願項目のうち1(2)、3及び4、受理番号第37号については、請願項目のうち1、受理番号第39号については、請願項目のうち3、4(1)及び4(2)でありますので、御了承願います。

当局の説明を求めます。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 本請願陳情、受理番号第4号につきましては、昨年10月19日及びことし1月11日の常任委員会におきまして、お手元に配付してございます

国のエネルギー政策と原子力の稼働状況等についての資料により御説明申し上げたところでございます。

その後の国のエネルギー・環境会議における検討状況につきましては、新たな方向性や案などは現時点では示されておられません。国では、今後の原子力政策や新しいエネルギー基本計画を含むこの資料の1ページの下にございますけれども、革新的エネルギー・環境戦略をことし夏ごろに策定することとしておりまして、原子力発電の依存度の低減を図りながら再生可能エネルギーなどによる新たなエネルギーのあり方などにつきまして、現在検討を行っているところでございます。

それでは、今回新たに資料に追加した部分につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、3ページの2の原子力発電所の稼働状況等でございます。2月末時点で稼働している原子力発電所、これ裏面に地図も用意しておりますけれども、北海道の泊原発3号機と東京電力の新潟県にございます柏崎刈羽原発6号機、この2機でございます。このうち柏崎刈羽原発、これは3月26日に、泊原発が4月28日に定期検査に入る予定でございますので、このままいきますと5月からはすべての原子力発電所が停止することになります。

それでは、3ページの下にございますけれども、再稼働に向けた動きでございます。関西電力の福井県にございます大飯原発3号機、4号機につきましては間もなく、その上に記載してございますけれども、再稼働の手続の四つ目の丸ですね、原子力安全委員会においてストレステストの妥当性等の確認の作業が終わるとのことでございます。この委員会で妥当性が確認されれば、新聞報道によりますと首相を含む4閣僚の間で再稼働の安全性を確認した上で、地元説明を行うとの報道でございます。そうしますと、5番の丸にあります原子力安全協定に基づく地元協議に入ると、それが始まるというふうに考えております。新たに追加した資料は以上でございます。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑がないようでありますので、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

○木村幸弘委員 この今の第4号の請願陳情を含め、新たに関連の請願も今議会に提案、上程されたわけですがけれども、この間この受理番号第4号については、既に2度の定例会の議会の審査の中で継続という扱いをしてまいりました。最初に、この提案が委員会に上程された段階で、いわゆる継続ということについて、なお検討したいという当時の委員からの意見もあり、その後検討を重ねていく過程を見守る必要も当然あるのかなというふう

な判断をしてまいりました。ただ私は、既に9月議会に上程された段階からこの請願の趣旨は妥当だというふうな思いの中で採択をすべきであるというふうな意見も申し上げてきたところでございますけれども、改めて今継続というふうな御意見が出たとすれば、この請願者あるいは非常に今社会的に重要な関心を持って、その国の動向も含めて、あるいは被災県における今後のさまざまな原子力からもたらされた影響等も踏まえながら、本県としてどうこれらの問題にその態度を示していくべきなのかということが県民の大きな注目を受けている点を考えると、ただ単に継続ということで、それを先延ばしをするのではなくて、なぜ継続の必要があるのか、あるいはこの間の2度の審議の過程の中で検討ということがあったわけですから、その検討に対してどのようなことが、内容として検討されているのか、ある一定の過程なり経過を県民の皆さんに示す、そういう責任はあるのではないかと思いますので、そういう観点からいけば私自身は採択を望むものでありますけれども、しかし継続というふうな意見がある以上、その部分について改めてその検討、過去の議論や協議、検討の中身、それを示していただきたいというふうに思います。

○**関根敏伸委員** 木村委員から採択すべしというふうな御意見がありました。私は継続を主張したいというふうに思います。

まさにこのエネルギー問題につきましては、本当に大きな県民の課題でもありますし、国民的な課題でもあるというふうに思います。責任という言葉を使われましたが、責任ということなのであれば早急に結論を出すということが即責任につながるのか、私はそこは慎重に考えていく必要があると思います。今回新たにまた受理番号第4号と関連する請願が4件提出をされておりますので、すべてがエネルギー問題にもかかわりますし、またその背景やら方向性が微妙に異なっているというふうな部分もあります。また、国の動きについてもこの夏をめどに新しい方向性が示されつつあるというふうな状況もあります。また、この問題はエネルギー問題だけではなくて、まさに国民の生活とか経済活動とか、そういったものに密接に関係してくるというふうなことであります。であればこそ慎重に検討することこそが責任をしっかりと果たすという私は姿勢につながるのではないかとこのように思いますので、再度継続を求めたいというふうに思います。

○**飯澤匡委員** ただいま木村委員からありましたように、受理が今年の10月17日でございます。既に2回の常任委員会を経て本日に至っているわけでありまして。関根委員からありましたように、やはり福島第一原発の事故に起因する被害は深刻度を増しております。昨日まで行われた予算特別委員会においても酪農、畜産、またシイタケ、また子供さんの内部被曝の問題についても、県民の皆さん方、特に県南のお子さんを持つ親御さんたちの心配の種はまだまだ尽きない問題であります。当委員会に審議を付託されている3と4については、総務委員会に付託されている1と2をこの文脈から流れていても、やはり我々が東京電力福島第一原発事故の被害者なものですから、その観点に立って、現在政府で進めておる再生可能エネルギーの、一気にかじを切るという方策を、岩手県議会としてもその意思をあらわすべきだと私は思っておりますので、3回も常任委員会で継続にするという

ことは、これは県民にとってもなかなか説明責任を負えないのではないかというふうに思っておりますので、私も採択すべしというふうを考えております。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 本請願について、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続について採決を行いたいと思います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、岩手県民の命と暮らしを守るための請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 これは議員会派と、それから社民党が紹介議員となっております。先ほど申し上げましたように、1の事項であります。原子力発電から再生可能エネルギー、代替エネルギー利用発電に移行する政策推進費用を国に求めること、これは当然なことでございますので、これは国の政策とも合致している問題でございます。我が県も東日本大震災津波で再生可能エネルギーの特区を目指して現在産業振興や雇用もあわせて進めているという観点からも、これは大いに代替エネルギーですね、エネルギーの地産地消を求めて情報発信をする立場にあるということから、請願事項の1については採択すべしというふうに考えております。

○喜多正敏委員長 今、飯澤委員からは採択すべしという御意見がございました。ほかにありませんか。

○関根敏伸委員 私は、この2につきましても継続というふうに考えたいというふうに思います。1の趣旨であります。代替エネルギー利用発電へ移行する政策を推進するよう国に求めることと、この文脈だけを見た場合、我が県が進めようとしているエネルギー政策に合致するというふうにも読まれるわけではありますが、ただ2と3にもこれ密接に関係いたします。2では、代替エネルギーへ移行する暫定期間というふうな言われ方がしております。この暫定期間という意味が、いわゆる代替エネルギーをもってすべて電力需給を賄おうとするのか、原発ゼロということ想定しているのか、こういったこともやはり文脈の中にどういう意味で含まれているのかは十分に検討する必要があるのではないかと、いうふうに思っておりますし、また2と3、安全協定を締結すること、それから防災計画に原発事故を想定した計画を盛り込む、こういった問題につきましては、さきの予算特別委員会等々でもさまざまな意見や方向性が示されているわけでもありますので、2と3にも密接に関係するという部分がありますので、1だけの文脈をもって判断を下すことは現時点では、私は慎重であるべきというふうに思いますので、継続を主張するものでございます。

○飯澤匡委員 我が地域政党いわてでは、1、2、3については真剣に党内で議論をいたしました。先ほど関根委員から指摘があったように、2については、これはちょっと疑義

を生じておりました、代替エネルギーへ移行する暫定期間、どの期間を暫定期間と言うのかというそのとらえ方ですね、それがあくまで客観的なものかということかということと、それから安全協定についても請願者からも資料をいただいておりますけれども、逆に暫定期間ということを書いてしまった以上、これは原子力の稼働を容認することではないかということで、2については、ちょっと考えざるを得ないなということでございます。

しかしながら、この請願の大いなる趣旨は、請願者が、特に県南地区の福島第一原発事故による多大な被害をこうむっているという思いはしっかりとらえなければならないということで、我が政党としては、項目別には判断はするけれども、全体的には、特に2については疑義を生じているのであるというような議論があります。しかし、1についてはこれまでずっと議論していた内容ですので、このとおり当委員会では採択すべしというふうに考えております。

○喜多正敏委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○飯澤匡委員 本請願は、これも10月17日に出された請願と項目についてはほぼ同じ内容でございます。やはり原発依存の脱却を目指すこと、それからさきの請願と同じ内容でございますので、私どもも紹介議員になっておりますので、ぜひとも採択していただきたいというふうに思っております。

○木村幸弘委員 先ほど来の請願と同様の趣旨でございますけれども、いずれ私どもも紹介議員を出しております。脱原発と再生可能エネルギー推進へ政策転換を図るべきという観点から早急にその方向を国に対してしっかりと見出していくという意思を表明すべきという観点から採択を望みたいと思います。

○喜多正敏委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第41号浄化槽法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田資源循環推進課総括課長 それでは、浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

適宜資料No.1をごらんいただきたいと思います。まず、改正の趣旨でございますけれども、この条例は民法等の一部を改正する法律により、民法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしようとするものでございます。条例案の内容でございますけれども、民法の一部を改正する法律により、民法の一部が改正され、未成年後見人の選任について、法人も認められることになったことに伴い、浄化槽保守点検業に係る登録の拒否に関する規定について、所要の整備をするものでございます。

なお、施行期日は民法等の一部を改正する法律の施行日とあわせ、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしく申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○白岩食の安全安心課長 化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

条例改正の内容につきましては、便宜お手元に配付しております資料No.2により御説明

いたします。条例改正の趣旨につきましては、同条例において一部を引用しておりました都市公園等整備緊急措置法が廃止されたことに伴いまして、所要の整備をしようとするものでございます。

条例改正の内容であります。同条例において公衆衛生上、危害を生ずるおそれのある場所として指定する都市公園等について、先ほど廃止の説明をしました都市公園等整備緊急措置法を引用しない表現に改めようとするものでございます。なお、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願ひいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 今回の条例改正案そのものについては問題ないと思えますけれども、予算特別委員会の中でも質疑されましたけれども、現在の県内における化製場等の実態がどのようになっているかということを含めて確認させてほしいと思っています。実は、県内において化製場の運営等について、この間県の指導あるいは当該立地自治体、市、町等、さまざまな取り組みなどによって、いわゆる悪臭防止対策などが取り組まれてきておりますけれども、直近のそれぞれの化製場のこれらの悪臭防止にかかわる県としての定期的な検査であるとか、あるいは指導等が入った例があるのか、あるいは悪臭等の苦情を含めた、そういった実態等についてはどのような状況になっているのかについてお知らせいただきたいと思えます。

○白岩食の安全安心課長 県内では、化製場につきましては、花巻にございます太田油脂産業、それから奥州市江刺区にございます東北油化株式会社の二つがございます。木村委員の御指摘のとおり、悪臭問題については長年にわたり注意、指導しながらやっております。それにつきましては、市役所のほう、それから私どもの化製場を措置するところと、それから環境のチームと一緒にしまして、合同でいろんな指導に入っております。花巻にあります太田油脂産業につきましては、平成23年の11月から12月までにかけて花巻市が臭気測定の結果、改善が認められないことから、悪臭対策会議を開催して指導して、現在は指導中だということでございます。脱臭装置を早期に設置するように指導しているというふうに聞いております。

奥州市江刺区の東北油化につきましては、平成23年1月、奥州市民からやはり苦情等が寄せられまして、それについては東北油化に対して市役所と、それから保健所と合同で指導に入っているということで今進めているような状況でございます。

○木村幸弘委員 そういうことで、なかなか悪臭問題が、設備等の新しい状況の中ではさまってくる、あるいは部分的に老朽化が進むとまた発生したり、あるいは人為的に操作ミス等から発生をするとか、いろいろ現地、地元における課題はいつも出てくるのですが、そうした中で、機械設備等を含めた、そういった装置の不具合や老朽化等について、渡辺幸貫議員も予算特別委員会の中で質問しておりましたけれども、いろいろと設備等々の問題があれば一定の地元の自治体あるいは県を含めて支援なり検討が必要ではないかという

部分がございました。そういった点についてどのような方針を持っているのか、あるいはこの間のそういった具体の事例に関して、県としては地元自治体とどのような指導対策を行おうとしているのか、その点についてお伺いいたします。

○**白岩食の安全安心課長** 渡辺幸貫議員のほうからも予算特別委員会、議会のほうで質問があったところだと思いますけれども、化製場が畜産県岩手にとってはやはり重要な役割を担っているということで、私たちも認識しております。農林水産部のほうでは、農業のほうの農畜産業振興等の事業などを活用するところで機械の改修とかを支援しているということを知っておりますので、農林水産部とも連携しながらそういったところで市町村に入りながらソフト面とハード面とあわせて指導していきたいというふうに考えております。

○**喜多正敏委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 63 号岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**平井温暖化・エネルギー対策課長** それでは、議案（その 2）、119 ページでございます。議案第 63 号岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

初めに、策定の趣旨でございますが、1 枚めくっていただきまして 120 ページをお開き願います。策定の趣旨でございます。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び県の新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の規定に基づきまして、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの促進についての長期的な目標、施策の方向、計画などにつきまして定めるものでございます。計画期間、これ各期間でございますけれども、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間でございまして、一昨年策定しました環境基本計画と同じでございます。

次に、目指す姿目標でございます。そこに記載してはございますけれども、県民や事業者などあらゆる主体の省エネルギーの取り組み、そして再生可能エネルギーを最大限活用した取り組みによりまして災害に強く、持続可能な低炭素社会が実現している姿を目指すことと

しております。

次に、施策の方向につきましては、計画の概要をお手元の資料の3—2をごらんいただきたいと思います。内容につきましては、昨年12月9日に当委員会で御説明申し上げたものと基本的には同じでございますので、かいつまんで説明させていただきます。

初めに、左側の中段でございます計画の目標でございます。平成32年度における温室効果ガスの排出削減目標、これは基準年であります1990年比で30%削減としております。内訳は、そこに記載しているとおりでございますが、排出削減対策で13%、再生可能エネルギーの導入で3.5%、森林吸収源対策で13.5%の削減しております。その下の再生可能エネルギーの導入目標でございますけれども、電力利用で平成22年度実績の2.4倍に拡大することにしております。また、熱利用は20%ほど高めることにしております。電力利用につきましては、特に風力は8.6倍、太陽光は4倍とする計画でございます。

次に、3の森林吸収量でございますけれども、これは間伐や植林等の森林整備によりまして、二酸化炭素換算で191万6,000トンの削減を見込んでいるところでございます。

次に、施策でございます。中ほどでございますけれども、施策の柱としましては温室効果ガス排出抑制等の対策、そして再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の三つで、その柱を踏まえて、資料右側でございますが、36の施策の推進方法を示しております。特に再生可能エネルギーの導入の施策を多く盛り込んでいるところでございます。

それでは、昨年12月の議会報告、そしてパブリックコメント、環境審議会等において、意見を踏まえた主な修正部分を御説明いたします。

最初に、お手元の資料の資料No.3—1にその概要を記載しております。ここでは、計画の冊子部分につきまして主な修正点を御説明申し上げます。冊子、資料No.3—3でございます。冊子の12ページをお開き願います。12ページ2の再生可能エネルギー（1）新エネルギービジョンに基づく取組です。前回の計画では、県の率先導入状況のみ記載しておりましたけれども、これに追加いたしまして、右側13ページの下にございますが、（3）再生可能エネルギーのこれまでの導入状況ということで、市町村とか民間施設等の導入状況をこの13ページから14ページ、15ページの上に、バイオマス発電まで一覧表として追加しております。あわせて、恐れ入りますけれども、後ろに資料編を掲載しているのですが、その資料編の資料No.4になります。そちらには具体的な施設の名称等を掲げて掲載しております。

それでは、また戻っていただきまして、38ページをごらんいただきたいと思います。38ページ、これには計画の目標の一つでございます再生可能エネルギーの導入目標を記載しております。この目標は変えておりませんが、この目標設定の考え方をその表の下に二重の中かぎですね、目標設定の考え方ということでエネルギーの種類ごとに導入の推移、導入見込み量、あるいは事業者の開発意向調査等の結果を踏まえて設定しているということで、説明書きを加えております。また、右側39ページの主要な指標でございますけれども、前回お示ししました計画には目標値（年度）とありますが、平成27年度の目標値は記載し

てございませんでした。今回各指標に平成 27 年度の目標数値も追加して記載してごさいます。

次に、44 ページをごらんいただきたいと思います。これは第 5 条、目標達成に向けた対策・施策、これら温暖化防止から再生可能エネルギー、森林吸収源対策等を記載しておりますけれども、そこに枠で囲って主な対策を県民の方々にわかりやすいようにということでもコラムを入れております。全部で 16 のコラムで各事業を紹介してごさいます。

次に、56 ページをごらんいただきたいと思います。56 ページは、運輸部門の施策の推進方向のモーダルシフトについて、資料上側にごさいますけれども、前回お示したモーダルシフトにつきましては、港湾利用のみを記載しておりましたけれども、修正いたしまして港湾利用ばかりではなく、鉄道利用による貨物輸送を加えまして、関係箇所の記載内容を修正しているところでごさいます。

次に、ページ数はないのですが、79 ページの次、80 ページに当たる部分、資料編になります。資料編の説明を若干いたします。資料 1 につきまして、これは地球温暖化の現状。パブリックコメント等でも現状あるいは県内の状況を知りたい、入れてほしいということもごさいました。資料 1 に地球温暖化の現状を記載しております。

また、3 ページ飛んで、資料 2 には、これもやはりパブリックコメントで要望があったのですけれども、本県の二酸化炭素排出量の算定方法、岩手県ではこういった算定の仕方でもって排出量を算定しております。

次に、資料 3 は県民の皆様に一斉に呼びかけておりますエコライフチャレンジということで、二重の取り組みを記載して掲載しております。

資料 4 は、先ほどお話しいたしました。

資料 5 でごさいます。こちらは、太陽光、太陽熱、風力、地熱、これ賦存状況を、ちょっと見にくい表記もありますが、賦存状況をマップで掲載しております。そして、資料 8 には対策・施策編に記載してあります 40 の指標を一覧表で掲載しております。実行計画の概要説明は以上でごさいますけれども、議決をいただきましたならば、速やかに計画を策定いたしまして、広く周知を図りますとともに、計画に沿った施策や事業を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。

○及川幸子委員 大変大きな目標を掲げて、項目も大変なものだと思っておりますが、やはりこれは成し遂げなければならない事業だとは思うところから質問いたします。

やはり目的達成のためには、各年度ごとにも検証結果がとられなければならないのかと思います。もちろん地域住民、学校とか、公的な関係、随分いろいろな範囲でのすごい量だと思うのですが、その組織体制についてはどのように取り組まれていくのでしょうか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 及川委員が今お話ししていただきましたとおりの対策、施策はかなり広範囲にわたりまして、全計画に比べてもかなりボリュームがふえております。検証の仕方としては、資料に指標等を記載しておりますけれども、これらの指標

は各年度ごとの数値も目標値としてございます。そういうことで、この経過につきまして、環境審議会等でその進捗状況を報告して意見等をいただきたいというふうに考えております。また、実施に当たっては特に省エネルギー、地球温暖化防止の部分につきまして、県全体の組織としまして温暖化防止いわて県民会議がでございます。今は震災対応で一時活動を停止しておりますけれども、そちらをもって全県的な温暖化防止対策をとっていききたいというふうに考えております。再生可能エネルギー導入につきましては、これは平成24年度事業で各種事業実施していきますけれども、これにつきましてはまだ全県的な組織はございません。県には再生可能エネルギー推進本部を設置しましたけれども、その辺は各市町村の状況、各団体のほうの意向も踏まえまして考えていききたいというふうに思います。

○及川幸子委員 先ほど請願が上がってきたのは共通して、やはり何とか代替エネルギーを考えていかなければ将来間に合わないということで、それは本当にわかっております。そういう意味で、やはりそういうエネルギーに代わるものを見つけていくためには、今の組織体制では何ともならないような新しいものを見つけ出して、それがどの程度組まれていくのか、もちろん行政のほうにも庁内会議とか、そういう組織単位を通じて徹底してどういうふうに取り組まれているかやらない限りは、これは本当に数値だけでとられていくのではないかと大変危惧するものですが、私はこの環境審議会とか、そういう大それたものではなくて、県民が総参加する、そういう身近なものというのはどうなのかということ、行政をまとめていく、もっともっと大きいものにしていく、学校ではどういう結果を出して、生徒たちにどのように訴えていく、そういう点を今聞いているのですが、いかがですか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 正直に申し上げまして、この再生可能エネルギーにつきましては、昨年の東日本大震災津波を契機に県の行政課題として大きくクローズアップされて、そしてその後さまざまな事業を検討し、国への要望を行って、新しい事業をお示ししたところでございまして、まだ全県的な取り組みの検討までは正直言ってやっておりません。その辺も考えて今後の普及を図っていききたいというふうに思います。

○及川幸子委員 私どもも一緒になって努力はしていきますけれども、再生可能エネルギーという、そういう力点にも力を入れて、やはりやっていかないと、原子力はだめだというのはわかるのですけれども、やはり代わるエネルギーを探すということでは太陽光発電とか、いろいろな面において一生懸命になって、ただもう異動時期でございまして、かわられる方もいらっしゃると思います。どうぞ大きな声で引き継がれて、今後において取り組まれるようお願いして質問を終わります。

○樋下正信委員 ただいま御説明をいただきまして、ちょっと細かい話になりますけれども、この54ページですか、説明をいただいたところに、クリーンエネルギー自動車の導入促進というところなのですが、実は私も今度電気自動車にしようかなというふうに思っています、いろいろ調べていくうちに、今はこういう計画があるということでございます。

そこで、かなりクリーンエネルギー自動車の販売台数がふえてきているようでございますが、現在どういうふうな、岩手県内でそういう車が使用されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 クリーンエネルギー自動車は電気自動車とか、まだ販売されていませんが、プラグイン・ハイブリッド。そして、今普及しているものとしてはハイブリッド自動車等が入ります。県の目標は、平成 22 年度で 1 万 2,000 台導入する計画でした。実績は約 1 万 3,000 台ほどということで、目標はクリアしております。最初のデータは以上であります。

○樋下正信委員 少しずつふえてきてはいるようでございます。今お話でもちょっと出たのですけれども、56 ページの資料で、平成 27 年度には 25% ぐらいまで持っていきたいというようなことですが、目標ではどのぐらいの台数になるのでしょうか。

それはそれとして、電気自動車にかかわれば充電設備が今現在県内には、私が調べたところでは、急速充電する場所が 16 カ所ほどです。岩手県にも合庁とか、博物館とか、美術館とか、いろんな施設があると思いますが、例えばそのような施設を利用しに行ったときにちょっと利用といたしますか、例えば美術館で美術品を見ている間の 30 分、40 分、1 時間ぐらいの間に充電できるような、そういう場所に設置するような考え方といたしますか、国からの補助もあるようでございますが、今 16 カ所ぐらいしかないようですので、そういうようなところをどういうふうと考えているのか教えていただきたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 初めに、クリーンエネルギー自動車の目標についてでございます。この 25% 目標は県等もクリーンエネルギー自動車を率先して導入してまいりますけれども、正直言いまして民間につきましては国の施策、これによるところが大きいです。国のほうも 25%、そして平成 32 年度には 50% というような目標も出していますので、そこは国の施策に、要望なども含めてお願いしたいと思っていました。あと台数としましては大体 2 万台ぐらいかなというふうに考えております。

次に、急速充電器ですけれども、これにつきましては、要は電気自動車がこれからどのように普及していくか、どちらが先かという話もありますけれども、国内 10 カ所程度ですか、この EV、PHV、電気自動車とプラグイン・ハイブリッドの検証が行われております。EV・PHV タウン構想といたしますけれども、北のほうでは青森県が実施いたしました。その結果、やはり電気自動車はまだ航続距離が短い、北国で使うにはまだ課題があるということで、報告では公用車、営業車への導入は現時点の制度では難しいだろうと。となると民間への導入も多少難しいのかなというふうに思っています。これはまだ県として方針出しているわけではありませんが、県民あるいは事業者の方々に電気自動車を使用していただくには、もう少しメーカーのほうで北国、寒冷地に合ったような形での自動車の開発をお願いしたいと思っておりますし、それにあわせて急速充電器の普及も考えなければならぬ、あるいはそれはだれがやるかという問題もありますが、トータル的に考えていく必要があるというふうに考えています。

○樋下正信委員 いずれ今鶏が先か、卵が先かという話でございますが、全国に今ガソリンスタンドが何万件か何十万件というふうな形であると思いますが、電気の充電する場所も徐々にふえていけばそういうふうな車も私は必然的にふえていくというふうに思っております。

今度私が考えている車はナビがついていまして、ナビゲーションといいますか。即時に、今どこにいて、一番近いところの充電するステーションというのでしょうか、そういう場所まで教えてくれるというふうな話なのです。ですから、そういうふうな施設がたくさんあることによって、走る距離がガソリンよりは短いとは思いますが、条件によって変わってくるという話ですけれども、例えば今考えているのが約 200 キロは走れるというふうなうたい文句もありますし、200 キロ走るのであれば、その半分にしても 100 キロは走るわけですのでというふうな考え方の中で、100 キロ圏内で充電設備があればあるほど、そういう車もふえてくるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひその辺はメーカーとか、県の公共施設にも設置できる分に関してはぜひ協働というか、一緒に考えながら進めていただければなというふうに思っております。何か所感があれば聞いて終わります。

○工藤環境生活部長 貴重な御提言をいただきました。県でも震災の関連で自動車メーカーのほうから電気自動車を十数台、正確な台数はちょっとわからないのですが、貸与という形で使わせていただいております。私ももちろん運転はしませんでしたけれども、同乗させていただきましたけれども、大変静かで快適だということについては実感しております。

ただ、実際に利用した場合、急速充電器でも 1 時間ぐらい充電時間がかかるということで、例えば充電するために自動車会社、ディーラーのほうに行って、そこで 1 時間ぐらい待ってなければならぬとか、まだまだちょっと課題もあるのかなというふうには考えてございます。ただ、基本的な方向としては、そういった方向にこれからいくべきだというふうに思っております。メーカーのほうにはさらなる技術の開発をお願いしたいと思いますし、インフラの整備ですね、急速充電器の整備についても、基本的には国なり、メーカーなり、そういったところが中心となって考えるべきだと思いますが、県としては今後どのような対応ができるのか検討してまいりたいというふうに考えております。

○岩淵誠委員 私は、運輸部門の環境負荷の低減対策についてお伺いをしてまいります。重点的に取り組む施策の推進方向というところに公共交通機関等の利用促進ということが出ております。特に旅客の部分についてお聞きしたいと思うのですが、この計画を策定し、パブリックコメントをするという後に、JR の被災の鉄道を BRT にするというような話が出てまいりました。果たしてそれで、いわゆる環境、温暖化の側面から見て、被災鉄路が鉄路ではなくなるということについての影響というものについて、波及の部分も含めて、県はどのように思っているのですか。被災したところというのはディーゼル機関だとは思いますが、置きかえることによる直接的なところ、あるいは今現在でも鉄路がない部分での排出がどうなっているかというあたりをどのようにごらんになっているでし

ようか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 運輸部門の二酸化炭素排出量、これは県全体のガソリンとか、あるいはディーゼル燃料の消費量から算出しております。例えば昨年、一昨年ですか、高速自動車の無料化等の影響も確認しようと思ったのですが、正直言って岩手県レベルではとても確認できないということがございます。そういったのも含めてJRが今回バスを暫定的かどうかわかりませんが、導入するというところにおけるCO<sub>2</sub>排出量の算定は現実にはできておりません。

○岩淵誠委員 わかりました。大変難しい計算になると思いますから、非常に厳しいということはそのとおりだと思いますが、やはり何がしかの影響あると私は思っております。特にもいわゆる波及の部分で、地域政策的にパーク・アンド・ライドという形で鉄道駅を中心にしたこれまでのいろいろな整備の中で、例えば自転車の利用促進とか、そういった形で温暖化対策というのが割合からするとそんな大きな割合ではないのかもしれませんが、そういったところの意識づけという点では大きな役割を果たしてきたのではないかなというふうに思っております。やはり今鉄道を守るという観点が地域の、もちろん地域振興に大きな役割を果たしていくという、そのとおりなのでありますけれども、ぜひ温暖化対策への意識づけと絡めた形で、やはり環境生活部としての話というのは今後必要になってくるのではないかなというふうに思っているのですが、その辺お聞きしたいと思います。

○工藤環境生活部長 ただいまパーク・アンド・ライドのお話もありましたが、運輸交通というふうに考えた場合、やはりCO<sub>2</sub>の削減あるいは温暖化対策というふうな観点からの検討も重要でありますし、実際各部と連携いたしましてエコチャレンジ、公共交通機関に一定の間切りかえましようとか、あるいはIGRと提携いたしまして、先ほどお話ありましたパーク・アンド・ライド、そういったことにも取り組んでおります。また、被災地におきまして鉄道を守るということが今重要な課題になってきておりますので、なかなか難しい計算するということが実際どのような形でできるのか、今断言はできないのですが、当部といたしましても鉄道を残すという観点からCO<sub>2</sub>部分の削減、地球温暖化とのかかわり、そういったものについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○木村幸弘委員 私からは、まず県は森林吸収量の関係でありますけれども、今回の計画の中で191万6,000トンの吸収量を見込むというふうな目標の設定がされておりますけれども、温暖化計画の中では、これまでも森林吸収量にある意味の期待というか、そこに逆に依存していた傾向もあったのですけれども、今回改めてこうやって目標が設定をされるわけですが、吸収量の目標数値と、そしてしからば本県は、一体どれだけの本県の森林としての全体吸収量を持っているのかという点、そしてその全体吸収量に対してこの目標設定の数値というのはどれだけの割合のものになっていくことなのかという部分ですね、ここをやはりきちんと示していかないとどれだけの森林吸収量で、我々がどこまでそれに依存しているのか、そして森林吸収量と言われるものをどのような形で、今度は森林政策であるとか、いろいろな取り組みの中で、この森林のあり方あるいは自然のいろいろな体系の取

り組みとかそこにつなげていくのかということにもかかわってくるのではないかと思いますので、やはりもし必要であればその辺をきちっと書き込む必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 森林吸収量についてでございますが、県の目標、これは森林吸収に依存するということではなくて、森林吸収の施策をする、CO<sub>2</sub>削減対策も進める、再生可能エネルギーも進めるということで、それぞれの取り組みによる削減目標として記載しております。本県の森林吸収量、これは全体でどれくらいかということでございますが、この目標にカウントできるものは京都議定書で定められた算定に基づいた分ということになっております。それ以外の方法での森林吸収量の算定は農林水産部で行っているという話も聞いたことはございませんので、データとしては林野庁が算定している吸収量ということになります。それで、結果的にここでいきますと35ページにある各年度、2007年、2008年、2009年の森林吸収量、これが林野庁で算定した本県の全体の吸収量ということになります。

○木村幸弘委員 わかりました。全体の吸収量がこの資料の中で記載されているということでありすけれども、いずれ前回の計画の結果で、私も前期のときに温暖化計画のことでいろいろやったことあるのですが、その際には結果的に目標達成するために森林吸収量の数値をふやしていくような方策で帳じり合わせみたいな形があったというふうに、私はそういう印象を持ったのです。今回は、改めて再生可能エネルギー等も含めた、新たな方策も具体的に温暖化実施計画の中に盛り込んで、そういう大きな方向性を打ち出したということですので、ですからそれだけに再生可能エネルギーの目標であるとか、いろんな各目標がきちんと具体的にその数字に向かって取り組まれていくこととあわせて、全体のCO<sub>2</sub>吸収、削減の成果や効果がどういうふうに上がっていくかということを見るためにしっかりとこの数字というのを押さえておく必要があるのだろうなというふうに思っております。

もう一点ですが、きのうですね、岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会が開催されたというふうに聞いておりますが、所管の環境生活部として、この協議会ではどのような今後取り組み目標や、あるいは推進の方針の協議をされてきたのか、あるいは場合によってはこの協議の内容に係る資料等の提示等はないのかお尋ねしたいと思います。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 今木村委員のお話のとおり、きのう岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会を開催いたしました。これは、法律に基づく地域協議会という位置づけになります。内容としましては再生可能エネルギーの導入を進めるために、特に大規模発電を立地していくためにさまざまな土地利用あるいは人の手当て等の規制がある。大きなものは、農地法等の農地転用に係る課題あるいは森林法に基づく保安林、あるいは森林整備計画等の許可手続の課題、そして電力の場合、各施設ごとに、規模にもよりますけれども、電気の専門家、いわゆる主任技術者という名称のようですけれども、それがラ

ンクに応じて配置しなければならない。その人材が今非常に不足している、そういった課題とか、さまざま各法律上上がっております。それらについて、こちらのほうで取りまとめまして、どのような緩和に向けた対策が必要か、それをきのう協議会の各構成員の方々に審議といいますか、御意見等いただきまして、おおむね大体 30 億円を超すと思いますが、規制緩和案について国とこれから協議を進めることについて御了承いただいたところでございます。スケジュールとしては、法律に基づいて行ってまいりますので、協議会で出された緩和案を国と協議をしてまいります。復興庁を通じて各省庁の意向等も確認します。ある程度協議が調いましたならば、国と地方の地域協議会というのが設置されますので、その場で協議が調えば法律改正等が行われまして、緩和の計画を復興庁に提出し、認可を受けるということとなります。資料につきましては、公開でやっておりますので、いつでもお渡しできます。

○木村幸弘委員 いずれ本計画案と、そして今回設置をされた岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会ということで、そこには再生可能エネルギーというキーワードに基づいて、本県の政策の大きな柱としての具体的な行動、取り組みにかかわって動き出したということですので、先ほどの及川委員の御意見でもありましたけれども、計画そのものでいろんな目標や数値が制定されたけれども、これをどう具体的に動かしていくかということが大変重要でありますので、そういった点でぜひ本計画の目標と、そしてこれから復興に向けて動き出した協議会や再生可能エネルギー政策をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、1点、組織の関係で、実は予算特別委員会の企業局のところでこの質問をさせてもらいました。この協議会設置そのものがきのうでしたから、環境生活部の審議日程からいけば既に終わっていたものですから、今回のこの協議会メンバー、構成員の中で、先ほど平井温暖化・エネルギー対策課長から説明がありましたけれども、電気の専門家なども含めた体制を組み入れているというふうなことなのですが、資料の中では、いわゆる太陽光、風力、地熱、それぞれの専門的な立場の企業、事業所がメンバーに名を連ねているというふうなことで、本県の県行政の立場から言うと、県の環境生活部長だけがこのメンバーに入っているわけですけれども、私が企業局に質問してもお答えできなかったのですけれども、水力を含めてもう一つの本県における重要なエネルギー政策として、その主体を担ってきた企業局の存在というものを私は無視してはいけないのだろうなというふうに思っております、そういう観点から言うと、今後の再生可能エネルギーの復興推進協議会の関係の中において、メンバーとしてなぜ入ることにならなかったのか、あるいは県サイドの、内部的にはそういった企業局との連携というものがどういうふうになっているのか、その点について改めて所管の、措置している立場の中でお話しをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○平井温暖化・エネルギー対策課長 きのう開催しました協議会のメンバーに企業局が入っていないということでした。この協議会の設置に当たりまして、先ほど言いました再生可能エネルギー導入に当たっての法規制上、緩和が必要な事項、それにつきまして

て市町村とか、各事業者等に照会は出しております。結果として、水力を含めた小水力、木質バイオマス系は規制緩和の意向が示されませんでした。そういうことで、今回協議に上げた規制緩和の内容は、すべて太陽光と風力と地熱の項目でございました。そのため、今回の協議会のメンバーには、それらに関係する方々を構成員として選定したものでございます。もし今後小水力が新たに規制緩和の対象になるとなれば、その協議会のメンバーはまた検討することになると思います。

また、企業局とのかかわりですけれども、企業局は公営企業体ということで、独自に事業採算性を踏まえて、あるいは再生可能エネルギーの環境等を踏まえて、みずから新しい設備導入を検討しております。その辺の情報は、こちらには企業局の所属の職員も配置しておりますので、その辺の情報交換、県の施策の動向についてもお話ししていますし、意見交換会といたしますか、同じ県庁内ですので、そういった場も設けて情報交換等は行っております。

○木村幸弘委員 小水力の関係、規制緩和の対象外ということの答弁なのですが、いろいろと国の動向なり、この間の質疑なんかを聞いておきますと、いわゆる土地改良区であるとか、あるいは農業水路にかかる部分であるとか、それから水利権の問題であるとか、いろんな部分で、水力発電を推進していこうという一連の動きがあって、その緩和に向けたいろんな条件、環境整備等も徐々に始めているのではないかなというふうに感じているのですが、そういう部分でも最初から、地域協議会が設置されたけれども、その段階で規制緩和の枠なりに位置づけられているという形の中で、外してしまうというのはどうなのか、改めて伺います。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 まず最初に、今回設置いたしました協議会でございますけれども、これはあくまでも復興特区としての地域協議会、いわゆる法規制の緩和等を国に対して提案するための協議会でございます。ただいま木村委員のほうからお話ございました小水力については、一つさきに既に法律上、特例として、例えば国土交通大臣の許可を要しないとか、あるいは審査について標準処理時間を短くしますよという特例は既にご覧いただけます。その部分については、改めて地域協議会で協議をすることなく、その特例を使って申請することはできるということでございますので、その部分については小水力を進める立場からすると、では改めてそれ以上のものをというふうなことがあったかという、今回の照会においてはなかったということでございます。

なお、今お話のあるような、たらい回しであるとか、いろんなことが実はきのうの協議会でも三つの電源にかかわらず、幅広にもしも特例として考えるべき事項があれば御意見をちょうだいしたいということだったので、きのうの会議の中では具体にはなかった。なお、そういったことがさらに出てくれば追加として国のほうに提案をしていくというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

委員の皆様にお知らせいたしますが、先ほど審査いたしました請願陳情の総務委員会付託分については、総務委員会ではいずれも継続審査と決定したとのことでありますので、御報告いたします。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。次に、請願陳情の審査を行います。

受理番号第 31 号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願及び受理番号第 32 号岩手県・国土の六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについて請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○玉懸環境保全課総括課長 お手元にお配りしております資料によりまして、受理番号第 31 号、第 32 号について御説明いたします。

1 ページのほうが受理番号第 31 号関係となっております。1、六ヶ所再処理工場に係る規制といたしまして、六ヶ所再処理工場に対しましては、国において、設計から建設、認定に至る各段階におきまして、原子力規制法に基づき厳格規制が実施されている。また、放射性物質の放出につきましては、一般公衆への線量限度である年間 1 ミリシーベルト以下を満たすこととされており、原子力発電所排水につきましては濃度規制、六ヶ所再処理工場排水につきましては、総量規制によりそれぞれ線量限度を満たすように規制されております。

六ヶ所再処理工場の放出放射能による周囲への影響につきましては、年間追加被曝線量が約 0.022 ミリシーベルトと評価されており、これは自然界の放射線により受ける量の 100 分の 1 程度で、その影響は十分に小さいとされております。また、六ヶ所再処理工場におきましては、操業前の試験運転の段階でございますけれども、放射性物質を取り扱うに際し、事業者が定める保安規定について国が審査して安全性を確認した上で認可されており、

さらにそれを遵守した試験、運転が実施されていることを年4回の法定検査で確認することとされております。参考といたしまして、下のほうに表がございますけれども、六ヶ所再処理工場の放出放射能と放射線量につきまして、原子力発電所との対比で掲げてございます。六ヶ所再処理工場につきましては、放射能放出量は年間約350掛ける10の15乗ベクレル、ここから発生する放射線量につきましては年間約0.022ミリシーベルトとなっております。

次に、2、本県沿岸での環境放射能調査の状況でございます。(1)としまして、文部科学省が実施している海洋環境放射能調査でございます。これは、再処理工場からの海洋環境への影響を把握するため、本県側では洋野町沖合で平成19年度から実施されております。平成21年度までの調査結果では、海産物、海底土、海水につきまして、試料中の人工放射性核種濃度に異常は認められておりません。また、海水中のトリチウムにつきましては、水道中に含まれるトリチウム濃度の3分の1程度のレベルで推移しており、直近の平成21年度において本県沖調査海域における表層海水のトリチウム濃度は1リットル当たり0.071から0.2ベクレルでございました。

(2)といたしまして、文部科学省が岩手県で実施しております環境放射能水準調査でございますが、これらはチェルノブイリ原発事故の影響を監視するため、昭和62年度から実施しているものでございます。本県周辺海域の洋野町沖合、海水1地点、海底土1地点でございますが、こちらで放射性ヨウ素及び放射性セシウムが測定されておりますが、アクティブ試験を開始した平成18年度以降、今年度まで海水、海底土ともすべて不検出となっております。

2ページをお開き願います。福島第一原発事故を踏まえた国、青森県、日本原燃の緊急安全対策の状況でございます。再処理施設の緊急安全対策に対する主な対応と国の評価を掲げてございます。短期対策といたしまして2項目ございまして、想定された状況、1つは再処理施設本体で、全電力供給機能が失われるとしております。この対応といたしまして、電源車1台により電力を供給し、機能を維持することとして、既に実施済みでございます。2点目といたしまして、使用済み燃料の受け入れ貯蔵施設の貯蔵プールの冷却機能が損なわれた場合、水が蒸発し、使用済み燃料が露出するという想定に対して、敷地内の貯水槽から消防車や可搬式ポンプにより注水し、冷却機能を維持するというものでございます。

次に、中長期対策といたしまして、空気圧縮機3台がすべて停止し、高レベル廃液貯槽棟内で水素の滞留、温度が上昇するという想定に対して対策を、エンジンつき空気圧縮機を設置し、圧縮空気を供給するというところで、これも実施済みでございます。なお、短期対策、中長期対策に共通するものといたしまして、電力供給のさらなる強化を図るため、電源車2台を今年度内に追加配備することとしております。さらに、非常用ディーゼル発電機の定期点検時にも別途常時2台働かせることができるよう非常用電源設備を増設することとしております。これに関する国の評価でございますけれども、5月30日、事業者が

国への報告を行い、6月15日に国は緊急安全対策が適切に実施されていることを確認したという評価を出しております。

次に、2、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた同県からの確認・要請と対応でございます。青森県では、青森県検証本委員会を6月7日に設置し、緊急安全対策等に係る事業者の対応、国の確認状況について検証し、11月10日に知事への報告書を提出しております。再処理施設につきましては、対策が効果的に機能しているものと考えたと評価され、本格操業に向けての施設の安全性を継続的に確保するために取り組むべきものとして、8項目の提言が示されております。

また、青森県知事から日本原燃に対し要請のあった検証委員会報告書の提言に対する対応、緊急安全対策の中長期対策等の実施状況、ガラス固化試験中断期間における取り組み状況について、12月1日に報告が出されております。検証委員会では、12月9日に検査結果で示された各安全対策の趣旨を理解し、対策がとられるという評価をしております。

3ページをお開きください。これは、国の動向でございます。国による原子力大綱改定作業の検討状況につきましては、1といたしまして核燃料サイクルにおける国策上の現在の位置づけが大綱となっております。今後10年程度の期間における我が国の原子力の基本方針を定めた原子力政策大綱において、原子燃料サイクルに関する主な方針が次のとおり示されております。2項目でございます。原子燃料サイクルの確立につきましては、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本とする。また、プルサーマルの推進につきましては、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本方針を踏まえ、当面プルサーマルを着実に推進するという記載がございます。2といたしまして、現在原子力政策大綱の改定が行われております。福島第一原発事故により中断していた国の大綱改定作業が昨年8月末から再開され、本年夏ごろをめどに取りまとめ予定とされております。この新大綱策定会議が2月28日に開催されましたが、きょうの配付資料において、以下のとおりの記載がございます。囲みの中でございます。核燃料サイクルシステムの取り組みは原子力発電の利用に関する意見が4項目でございますけれども、原子力発電規模を福島第一原発事故の前の水準程度に利用していく。低減をさせ、一定の水準で利用していく。一定の期間をもってゼロとする。原子力発電をことしより利用しないものとするのいずれかに属するかによって大きく変わることから、この点も含め技術小委員会における論点整理を踏まえ、議論することが適切ではないかというものでございます。

3といたしまして、放射性廃棄物管理・処分のシステムの検討状況でございますが、原子力政策大綱の見直し作業を進めている原子力委員会新大綱策定会議では、2月28日、本システムの中間整理案といたしまして、使用済み燃料の高レベル放射性廃棄物等の地層処分に向けた取り組みを確実に進めることが重要であると記載しており、内容については現在議論が進められております。

説明は以上です。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩淵誠委員 一つ教えてください。再処理工場に係る規制の中で説明がありました。原子力発電所排水には濃度規制、そして六ヶ所再処理工場排水には総量規制、結果的に、最終的には線量限度というものが定められたということがございました。これは原子力発電所排水には濃度規制を使って、それから再処理工場排水には総量規制を使っている理由がわかれば示していただきたいと思います。

それから、それぞれの線量限度というものがどのレベルに設定をされているのかをまずわかればお示しいただきたいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 規制方法の違いについての理由でございますが、これは原子力発電所で臨界直後の状態で維持されている燃料と、それから六ヶ所の再処理工場で一定期間たったものが運び込まれてきて放出される放射性物質の状況により、その適用が異なっているということを聞いたと思います。

それから、線量限度につきましては、年間追加被曝線量1ミリシーベルトに換算すると。その際に空気中の放射性物質による外部被曝、それから食品等に移行した放射性物質の接種による内部被曝、こういったものをトータルで評価したものと聞いております。

○岩淵誠委員 わかりました。そうすると1ミリシーベルトというものがあくまで基準になっているというような理解でいいわけですね。それとこの資料にありますけれども、六ヶ所再処理工場の放射線量と原子力発電所の放射線量の間には、この資料をもとにすれば年間0.008ミリシーベルトの違いがあるというふうになっておりますが、この差の数字というのが例えばレントゲン何回分だとかわかりますか。いわゆる線量の評価です。

○玉懸環境保全課総括課長 この放射線量の年間0.022と0.014の差でございますけれども、我々が生活している間に受ける医療被曝等に比べるともっと小さい差でございます。

○岩淵誠委員 何か具体があるならいいのですけれどもね。

○玉懸環境保全課総括課長 レントゲン1回分で約0.06などの例がございますので、それよりも小さい差ということになります。

○岩淵誠委員 わかりました。そうしますと、現状においての認識ですけれども、いわゆる放出部分については原子炉等規制法に基づいて規制が実施をされていて、かなり低い線量であるということはわかるのですが、そこで委員長をお願いをしたいのですが、この第31号の受理番号ですけれども、海に放出しない法律という文言と、放射能海洋放出規制法という文言を単純に読み比べをしますと、放出しない、つまりゼロにしろということを前段でうたっているように感じます。一方で、仮称の部分のは規制ということになっておりまして、ただゼロということを前提としたものがないというのはどういうふうになっているのかちょっと確認をしていただきたいと思います。今確認ができているのであればきちんとしゃべっていただいて、確認ができていないのであれば、どういう状況になっておりますか。ちょっと議論に入る前提になりますので、委員長において確認をする作業をぜひとっていただきたいと思います。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

ただいま岩渕誠委員から確認してほしいというようなことですが、提出をされた方に確認いたしました。現在再処理工場には海洋への放出濃度規制がない。それを原子力発電所の規制と同様にしてほしいという趣旨というふうなことがございました。よろしいですか。

○神崎浩之委員 本日の資料の質問させていただきますが、資料1ページの本県沿岸での(1)の真ん中ら辺に異常が認められないというふうな表現があります。こういう表現は住民の方が全然安心しないのです。ということで、あるのかないのか、どのぐらいの数字だった、だから異常が認められないということなのです。ですから、例えば自然界の放射線量分ですとか、それから足された分でこのぐらいの規制値ですから大丈夫ですというふうなことではないとかえって不安を出してくるわけなのですが、これについて具体的な数字がもしあれば教えていただきたいと思います。

それから、2ページ目にいろんな対策があるのですが、国の評価ということがありまして、国、原子力安全委員会とか保安院というのは、今、日本人というか、世界からも日本の信頼感がないというふうに思われていると思います。そこで、国ではこうだ、原子力安全委員会ではこうだ、保安院はこうだというふうに言われても、そもそも日本のやり方というのは大丈夫なのかなというふうな心配があるのです。そこで、この2ページにいろんな対策があるわけなのですが、これは世界的なレベルでの対応方針なのか、その辺のことについてお聞きをしたいと思います。国のと書いてあるのですが、日本の原子力に対する対応というのは非常に不信があるというふうなことで、その点について世界レベルの話なのか、その2点についてお伺いいたします。

○玉懸環境保全課総括課長 第1点目、環境放射能調査結果の内容についてのお尋ねでございますが、この調査につきましては、海洋生物環境研究所というところが受託して、そして報告書が添付されてございますが、本日は手元に持ってきておりませんが、ストロンチウムやセシウム、プルトニウム等も精密分析にかけますとある程度の量は環境中に存在すると、そういった影響を受けない海域と比べて同じレベルだということが記載されてございます。

それから、2点目で対策について、国際的なレベルかどうかというお尋ねでございますけれども、福島第一原発事故の検証が今途上でございまして、その中で問題提起されました電源の確保等について、当面の対応を進めていると。その内容が妥当なものだと国が評価したと聞いております。

○関根敏伸委員 この福島第一原発事故を受けて、再処理施設でもさまざまな、従来からも安全対策上の緊急対策をとっているということを御報告受けました。その中で、それに

対して国は適切に実施されているということを確認したという評価を受けました。それに対して、青森県では独自に原子力安全対策検証委員会をつくられて、国に対してさまざま提言をされて、国からの提言に対する対応を受けて、また委員会が評価をしたと、その流れだというふうに思いますが、青森県の検証委員会が、こういったようなメンバーで構成されているのか、具体的に提言に対しての対応は載っておりますが、8項目の具体的な提言がこういったものであったのか、そしてまた再処理施設のさまざまな今後の本格稼働に向けたときの青森県の検証委員会という組織の位置づけがどういう位置づけになっているのか、わかる範囲で結構でございますので、お願いしたいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 委員会の位置づけについて、青森県が設置したということしか今のところ確認しておりませんが、委員の顔ぶれについては、地元で専門家がいないので、中央の有識者に来ていただいている。提言内容についても、今手元に資料がないので、申しわけございません。

○関根敏伸委員 後日で結構です、もし今言ったような質問と内容でわかる範囲のものがあつたら、文書ででもいただければと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○玉懸環境保全課総括課長 資料を取りまとめて報告いたします。

○飯澤匡委員 ただいまの関根委員の質問にも関連するわけですが、まず第1点、確認ですけれども、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた、これは青森県からの確認、要請とその対応ということですか、そういうことですね。

○玉懸環境保全課総括課長 そうです、はい。

○飯澤匡委員 それでは、3月11日以降、当県には原子力発電所、まだそういう関連施設はないわけですけれども、今回の福島第一原発事故によって、県境はもうほとんど関係ないということが明らかになったわけでありまして、その危機管理という意味から、岩手県から青森県や、それから宮城県、また東北電力に対して安全基準であるとか、それから照会であるとか、そのようなアクションは起こしたのでしょうか。もし起こしたのであれば、県の対応についてお知らせ願いたいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 情報収集につきましては、公表資料等を確認したものでございます。直接お聞きしたというのは、情報の詳細がどこにあるのかといったことの確認をいたしました。内容につきましては公表資料を見ろということで説明を受けております。

○飯澤匡委員 そうすると、積極的に事故が発生してから関係機関に対して情報照会とか、本県からは積極的にはというよりも、情報の照会にとどまったということによろしいですか。

○玉懸環境保全課総括課長 関係機関のほうに問い合わせをして、こういった情報もあるよということを教えていただいたと。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになれば、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りします。まず、受理番号第31号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 まさに福島第一原発事故で、ただいま神崎委員からもお話のあったように原子力安全・保安院や、それから安全委員会、まさにこの原子力の安心といいますか、安全を管理する国のそういう枢要なものが極めて脆弱なものだった。原子力村というような言葉で一つにくくられているようですけれども、私は今まで我が国の経済の発展のために安心安全だというような言葉を信じて原子力発電については、これはある程度必要であろうというような立場に立っておりましたが、今原子炉の運転状況についてももう少しで全機停止という状況になって、新規の原子力発電も稼働がほとんど難しい、稼働というよりも立地が難しいという状況を見れば、それならば再処理工場がどうなるかということは、これは明らかでございます。原子力発電が今までの国の原子力政策に従えば50%までいくのだろうと、いきましようという計画に基づいてその再処理計画が進んでいたのであって、現在停止しているという状況をかんがみると、そしてまた再生エネルギーへと一気に我が国が方向をかじを切っていかなければならない、私はそういうふうに思っていますので、なおさら今回の受理番号第31号については、先ほど来質疑の中でもありましたが、原子炉等規制法、これは原子力発電所、原子力施設はすべて濃度規制を受けておるわけですが、この再処理工場は規制から除外をされている。総量規制という言葉で説明がありましたが、これは極めてあいまいなものでございます。この規制法で寄せられる濃度は非常に厳密なものでありまして、このほかにもクリプトン85であるとか、トリチウムであるとか、炭素であるとか、これらは本当は被曝量を各種フィルターで取り除けるものですが、極めて膨大なコストがかかるために総量規制ということを持ち出して、再処理工場を稼働させる理由をつけたというふうに私はさまざま勉強させていただいて、そう思っております。

今回の受理番号第31号については、受理番号第32号についても言及いたしました、原子炉等規制法の濃度規制に適合した法制度をつくるというのは極めて重要なことでございますし、我が会派も紹介議員となっておりますので、これは三陸の被災の状況、これからはやはりスマートコミュニティーを目指す、そしてエネルギーの地産地消を目指す、そういう意味において、我が国として極めて未来型のエネルギーの消費というものを発信するためにも近隣のこういう再処理施設については、これは第一段階として規制法を制定するというのは極めて重要なことだと思っておりますので、採択の方向だということを述べさせていただきます。

○木村幸弘委員 私も同様に、本請願は採択すべきという立場で申し上げたいと思いますけれども、今回の福島第一原発事故に伴って、皆さんも御案内のように、いわゆる冷却を行うために大量の水を投入し、その水の処理に困って海水に放出をするという事態も発生

し、さらには施設の破損等から高濃度の汚染水も海洋に流れ出すといった事態がありました。これはもう本当に国内は問わず、国際社会の中でもあのような汚染水が海洋に流れ出したことについて大変な問題になったわけであります。と同時に、先ごろNHKでも報道されておりましたが、よくこれまで放射能の海洋放水については拡散をするのだと、そしてその濃度は薄まって心配ないというのがこれまでの議論の中でたびたび出ておりました。しかし、実際に今回の福島第一原発事故の中では、その調査の中で、やはり対流水、ホットスポットになる地点が海の中にも存在するということがまで明らかになってきております。今回の六ヶ所再処理工場におけるこの間の海洋放水なども含めて、やはり従前同様の請願等の審査も改選前からありましたけれども、そうした中においても専門家の意見も真っ二つに割れて、しかもいろいろな観点でやはり安全神話に基づくそうした論調が強く打ち出されていたというような流れがあったと思います。

私は、そういう観点からいっても徹底して今回の事故発災を受けながら、本県としては六ヶ所村のこうした施設に対し、徹底した規制をしっかりとまず求めるというのが大前提だろうというふうに思いますので、そういう観点に立った場合に、この放射能海洋放出規制法を、仮称でありますけれども、やはり国に対してしっかりと求めていくということが妥当であるというふうに判断をしております。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第32号岩手県・国土の六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 先ほど触れましたけれども、この請願の趣旨にも書いてありますように、これは当初、ここには7,000億円と書いていますが、7,600億円だと思っております。これが本当に技術的にも確立してないということが今明らかになってきているわけです。これは、先ほど言いましたように原子力政策自体が見直しされる中で、再処理施設というものが、要は原子炉がほとんどとまってしまった段階で、我が国に必要なかどうかという大きな問題に立ち返ることになりますので、これは請願事項1、2、これは、その観点からして採択すべきだろうというふうに考えております。

○木村幸弘委員 私も採択すべきだという観点で申し上げます。いずれ請願事項の1、最悪の事態を想定し、防護策を講じるということについては、まさにそのとおりであります。

説明資料の中でいろいろと短期、中期対策などの経過なども説明いただきましたが、本当にこれが万全であるということを確認することはできないというふうに思います。そもそも電源車1台でどれほどの施設の電力を賄うことができるのでしょうか、率直に言って疑問を感じざるを得ない。また、水素等も含めて冷却機能が電源車1台でしたならば、これらの機能を賄えるのかということにもなります。いろんな事細かな問題をしっかりと見ていく必要がありますし、そういった意味ではまだまだ対策が万全であるとは言えないというふうに思っております。

また、使用済み核燃料の貯蔵については、放射能の半減期の問題含めて我々は本当に未来に対して大きな責任を負っているというふうに思います。しかも、それは私たちの年代だけではない、あるいは子孫だけの年代だけではなく、さらにその先まで含めた大変な問題をこの半減期のかかわりの中でどのように放射能、使用済み燃料を管理していくのかということは大変な問題であります。海外等では10万年をかけて地下に貯蔵すると言っていますけれども、10万年後にその貯蔵施設を管理している体制があるかどうかは今の政府は保障できないという言明をしております。そんな状態の中で、このような管理を行っていかねばならないという事態を考えたときにこうした永久貯蔵の問題などについては本当に重大な責任を持って対処すべきことであろうというふうに思いますので、こういった問題含めてしっかりと国に求めるべきだというふうに思います。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって、環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 22 号岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 議案第 22 号岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その 2）の 2 ページから 3 ページ目をお開き願います。説明は、便宜お手元の資料で御説明をしたいと思います。

1 の改正の趣旨でございますが、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、岩手県障害者介護給付費等不服審査会の委員及び合議体を構成する委員を増員するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

2 の条例案の内容についてでございますが、(1) の岩手県障害者介護給付費等不服審査会委員及び合議体を構成する委員の定数を増員することにつきましては、岩手県障害者介護給付費等不服審査会を対象に障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求を追加するに当たりまして、審査の公正かつ中立を確保するため、障害に関する専門的知識を有する委員を増員する必要があることから、合議体を構成する委員の定数を現行の 5 人から 5 人以上 10 人以下とするものでございます。

また、(2) の児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることにつきましては、①、第 1 条に児童福祉法に基づく障害児通所給付費等に係る審査請求が児童福祉法に新たに規定されたことに伴い不服審査会の設置根拠に児童福祉法に規定を追加するものであり、②、第 2 条 2 項に、第 1 項に、合議体を構成する委員の定数の根拠に児童福祉法施行令の規定を追加するもの、そして③、第 3 条第 1 項に審査請求の根拠に児童福祉法の規定を追加するもの、④、第 3 条第 1 項第 3 号に、不服審査会に対する諮問事項に対して、障害者自立支援法に係る介護給付費等の利用者負担と同様に児童福祉法に係る障害児通所給付費等の利用者負担に係る処分についても、除外することを規定するものでございます。

不服審査会では、障害保健福祉に係る専門的な審議が必要な議案を付議することとしておりまして、利用者負担については、障害福祉の専門的な判定を基準とする事項ではなく、所得の確認作業によって決定するものであることから付議しないこととしているものでございます。

また、(3) につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による障害者自立支援法の一部改正に伴い、項ずれが生じたため、所要の整備をするものでございます。

次に、3 の施行期日でございますが、平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 38 号看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○野原医療推進課総括課長 議案第 38 号看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 2）の 72 ページに掲載されておりますが、別途お配りしてございます資料によりまして御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨であります。児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものであります。

2 の条例案の内容であります。まず児童福祉法の一部改正により、児童福祉施設のうち重症心身障害児施設について、医療型障害児入所施設となる等の変更が行われるため、本条例における一定期間勤務することで、貸付金の返還を免除される施設の規定について所要の整備をしようとするものであります。

次に、介護保険法の一部改正により、介護老人保健施設について規定していた条項が移動したため、本条例における一定期間勤務することで貸付金の返還を免除される施設の規定について、所要の整備をしようとするものであります。

次に、3 の施行期日であります。平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第 39 号理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○野原医療推進課総括課長 議案第 39 号理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 2）の 74 ページに掲載されておりますが、別途お配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨であります。介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

2 の条例案の内容についてであります。介護保険法の一部が改正され、介護老人保健施設について規定していた条項が移動したため、本条例における一定期間勤務することで貸付金の返還を免除される施設の規定について、所要の整備をしようとするものであります。

3 の施行期日であります。平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 条例の一部改正ですけれども、現状をお聞きしたいと思うのですが、理学療法士と作業療法士の現況、どのような数になっているか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

○野原医療推進課総括課長 理学療法士、作業療法士、それぞれの会がございまして、そちらの調べの人数でございますが、平成 23 年 12 月 31 日現在で岩手県の理学療法士数が 628 名、作業療法士については 464 名でございます。なお、こちら平成 19 年同調査によりますと、理学療法士が 410 名、作業療法士が 355 名ということで、近年着実に増加が認められておるところでございます。

○及川幸子委員 その中で作業療法士でも三つぐらい何かありましたよね、作業療法士の中にも。

○野原医療推進課総括課長 多分、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士。

○及川幸子委員 済みません、この作業療法士の人数というのは、例えば、全域に公立病院とか、あと民間の病院に配置されて間に合う人数なのですか。

○野原医療推進課総括課長 作業療法士の人数でございますが、各圏域にそれぞれ配置はされてございますが、やはり医師や看護師と同じように圏域ごとに偏在が見受けられるというふうに認識してございます。特にもリハビリを提供する医療施設が盛岡圏域にやはり多く集中していることから、作業療法士、理学療法士とも盛岡圏域に非常に多くおられるというふうに我々も理解をしてございます。そういった意味では、医師、看護師のみならず、医療関連職種の確保といったことも我々病院の課題としてとらえております。

○及川幸子委員 高齢者の方々がデイサービスなどを受けて、その病院に行ってリハビリして回復していくというのが大分見られますので、やはり充足を本部においても図っていただいて、どの病院にはどのくらい足りないかとか、そういうことを把握されて、今後努めていただきたいと思います。

以上です。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第43号療育センター条例及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 議案第43号療育センター条例及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その2）、87ページから記載しておりますが、便宜お手元の資料により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨であります。平成24年4月1日から施行される児童福祉法の改正に伴い所要の整備を行おうとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。1つ目は療育センター条例の一部の改正でございます。まず、第1条につきましては、療育センターにある施設のうち、現行の肢体不自由児施設の入所部門を医療型障害児入所施設、通所部門を医療型児童発達支援センターに改めるものでございます。

次に、第4条につきましては、利用料金の規定の改正であります。これは、現行は入所、通所ともに県がサービス利用の給付を決定したところですが、法の改正に伴い、通所部門の給付主体が市町村に変更となることに伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

二つ目は、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部の改正でございます。これは、当該資金の貸付対象となるものが従事する社会福祉施設等の定義のうち、今般の法改正による変更となる施設種別に関して所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、3の施行期日であります。法の施行日と同じく、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第17号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○奥寺児童家庭課総括課長 それでは、受理番号第17号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願につきまして、参考説明をいたします。お手元に配付してございます資料でございますが、3月2日に国の少子化社会対策会議、これは内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員に任命されているものでございますが、この少子化社会対策会議で決定された子ども・子育て新システムに関する基本制度の内容をもとにまとめたものであります。12月の常任委員会において配付した資料からの変更箇所を明示してございますが、大きな変更はありませんが、基本制度がとりまとめられたことから、資料全般につきまして、改めて御説明をいたします。

請願事項1の現行保育制度を堅持・拡充することについてであります。お手元に配付しております説明資料の1ページの1をごらんください。まず、現行の保育制度についてであります。児童福祉法第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う旨規定してございます。同じく第24条では、市町村は児童の保育に欠ける場合で、保護者から申し込みがあったときは保育所で保育しなければならない等と規定してございます。この点については、前回と変更ございません。

次に、2をごらんください。子ども・子育て新システムの具体的内容については、下線を引いてございますが、子ども手当から子供のための手当、総合施設から総合こども園にそれぞれ名称が変更されておりますが、そのほかについては変更がございません。なお、子供のための手当に関する法案につきましては、その名称も含め、現在国会で審議されてございます。

まず、ポイントの一つは、すべての子供への良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することとされておりまして、子供のための手当や地域子育て支援などの実施、それから幼保一元化としてこども園の創設による給付システムや施設の一体化を行うとしてございます。

ポイントの二つ目は、新たな一元的システムの構築として、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づく計画の策定や新システムの給付事業を実施し、国、県は市町村を重層的に支えること、国、地方、事業主、個人など社会全体で費用を負担することとされております。

次に、3をごらんください。法案の名称が新システム法から子ども・子育て支援法に変更されているほかは変更ございません。この子ども・子育て新システムの実施に伴い、今後子ども・子育て支援法などの制定や児童福祉法の改正が予定されており、従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割、責務を明確にしつつ、すべての子供の健やかな育ちを重層的に保障することとされております。

次に、2ページの4をごらんください。一部文言が修正されておりますが、内容に変更はありません。これは、請願事項2とも関連いたしますが、現行の保育制度では、利用者は市町村と契約する方式となっておりますが、新たな制度においては利用者としてこども園が契約し、市町村は客観的基準に基づく保育の必要性の認定のほか、質の確保された保育の提供や子供が確実に保育を受けることができるよう、利用者を支援するなど市町村が適切に関与していくこととされております。

次に、請願事項2の子ども・子育て新システムを撤回することについてであります、冒頭御説明いたしましたが、3月2日に国の少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムに関する基本制度が決定されたところでございます。

5をごらん願います。参考までに、これまでの国の検討の経過と今後のスケジュールをまとめたものでございますが、今後関連法案が所要の法律を現在開会中の国会に提出される予定となっております。

次に、請願事項3の国の責任において、認可保育所の整備を行い、地方自治体の待機児童解消に向けた取り組みを支援することについてでございますが、3ページの6をごらん願います。3ページの6でございますが、平成23年度の整備見込みを修正してございます。認可保育所の整備や待機児童の解消に向けた取り組みの実施主体は市町村とされているところであります。国、県では、市町村の待機児童解消に向け、子育て支援対策臨時特例基金の保育所緊急整備事業などにより、保育所の整備に必要な財政支援を行った結果、この3年間で38カ所の整備が実施され、863人の定員増が図られたところでございます。子育て支援対策臨時特例基金につきましては、今年度までとされていたところですが、国の今年度第4次補正予算において基金を積み増しし、平成24年度まで事業期限が延長されたところでございます。県としては、平成25年度以降の実施についても引き続き国に要望していくこととしてございます。

次に、請願事項4の子育て支援関連予算の増額についてであります。7をごらん願います。これについては変更ございません。国では、子ども・子育て新システムの制度の導入に当たっては、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充や職員配置の充実など必要な事項について財源を確保しながら実施するとしてございます。この追加所要額は2015年度で1兆円超と見込まれているところでございまして、所要の予算の確保については、先ほどの税制抜本改革とあわせて現在検討されている状況にございます。

次に、請願事項5の保育所の基準についてでございますが、一つ番号を飛びまして、先に9をごらん願います。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、昨年4月に制定された地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされましたが、このうち保育所の職員の配置基準及び面積基準につきましては、現行の国が定める基準を下回ることができないとされている従うべき基準とされているところです。本県の条例制定に当たっては、厚生労働省令で定める基準に適合する範囲で保育所等関係者や保護者等の意見も十分踏まえながら、今後検討を進めることとしてございます。

次に、請願事項6の制度設計に当たって、関係団体等から十分な意見聴取を行うことについてでございますが、戻っていただきまして、8をごらん願います。こども園の創設など幼保一体化の制度設計に当たっては、幼保一体化ワーキングチームを設置して検討が進められてきたところでございまして、このワーキングチームには全国知事会や全国町村会、保育所、幼稚園の関係団体、保護者団体等が参画しているところでございます。

以上で参考説明を終わります。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 本県の計画ですけれども、3カ年で38カ所、定員増数が863人ということですが、今の段階でどのくらいの待機児童がいるのかお知らせいただきたいと思っております。

○奥寺児童家庭課総括課長 昨年10月1日の時点で、全県で306人待機児童でございます。ちなみに、4月の段階では83人でした。

○及川幸子委員 国の政策と申し上げて、私もいろいろと今までは反対意見を述べてきたのですけれども、新しい制度では、幼稚園と保育園を一体化するという、そういう仕組みがとられるわけです。幼稚園と保育士の一体化でいろいろな意見が交わされているところですけれども、幼稚園においては定員に満たない幼稚園がいっぱいありますけれども、その空き教室を利用して、この1兆円なんていうこういう金額を見なくても、幼稚園を利用するということは国のほうで考えられているのか。そういうところはおわかりかどうか。

○奥寺児童家庭課総括課長 やはり幼保一体化が一番大きな柱で進められているというふうに認識してございまして、やはり幼稚園の定員に満たないようなところでもって保育が可能な状態、例えば給食施設をつくったりして給食提供できるような、そういった構造にいたしまして、その空き教室を有効に使って、それでもって少しでも待機が生じているような場合には、その受け入れ拡大を図るというのがやはり大きなねらいだというふうに考

えております。

○**及川幸子委員** そうしますと、このワーキングチーム構成員ということで示されていますけれども、そういう方々にはそういう団体からも、もちろん入っていますけれども、幼稚園からの意見とか、協会からの意見とかは取り入れられているということですよ。

○**奥寺児童家庭課総括課長** 幼稚園、それから保育所、それぞれの全国的な団体の代表も参画したワーキングチームの中で、そういった意見が集約されてきているというふうに私どもは認識しております。

○**及川幸子委員** やはり皆さんも現場を知っているでしょうけれども、幼稚園と保育園は全然違うものだと何を何度も申し上げております。片一方はお昼寝して、片一方はお母さんが迎えに来て帰って行く、そういうギャップを子供たちに感じさせないような仕組みをいろいろな協会の意見が出ていると思いますので、今後においても国と一緒に進めていただきたいというふうに思っております。保健福祉部長の御所見いかがでしょうか。

○**小田島保健福祉部長** 前回の常任委員会で及川委員から御質問等ございました福島県の認定こども園の視察もさせていただいたところでございます。やはり今御指摘のありましたように、いわゆる幼稚園と保育とギャップを感じさせないようにうまく運営をされるような、そういう形で新制度が運営されるように努められように私どもも指導してまいりたいというふうに考えております。

○**喜多正敏委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○**関根敏伸委員** この請願につきましては、昨年12月に受理されて以来、継続ということで今日まで至っております。継続の理由は、この制度の中身、国の動きがまだ明らかになっていないと、国の動きを見ながらということも含めて継続審査の扱いというふうにしてきております。先ほど執行部からもるる御説明があったとおり、3月2日には制度設計がほぼ固まって、法案提出が間もなく、子供のための手当についても名称変更になって3党で合意されたということで動きが急に始めているというような状況でございます。この請願は、新システムに反対をしながら、現制度を維持して、国の責任において財源等も確保しながら行っていきなさいという趣旨に理解をしておりますが、まさに新システムはさまざままだ詳細については見受けられていない部分もあるかと思いますが、社会保障の大きな目玉ということで、社会全体で医療、介護の分野と同等に子育てを全面的に支援していくと、こういう制度であるというふうに私は理解しております。あわせて幼児教育と保育という部分で国のさまざまな縦割りの中で弊害の部分も御指摘になってきたわけですが、これを一体化しながら、さまざまな運営主体等もこれから取り入れていながら、NPOとか、学校方針とか、社会福祉法人とか、あるいは株式会社とか、そう

いった多様な運営主体を参入させながら、多様な子育てのニーズにこたえていくと、新しい方向性を模索していかなければならない時期に来ているというふうに思っております。

また、このシステムの導入が市町村や自治体の責任を回避するのではないかといた言われ方もしておりますが、今の御説明によりますと、基本的には市町村が主体的にサービスを提供するという事になるかと思いますが、県や国が重層的に支えていくと、そして事業所等も含め社会一体的にこの制度をつくり上げていくと、こういう方向性がまさに今後のこれからの多様な子育てニーズに対応でき得るものというふうに私は思っておりますので、新システムやはり進めるべきというふうに考えます。この請願については、不採択を提案したいと思います。

**○木村幸弘委員** 本請願については、採択すべきという立場でございますが、今不採択の御意見をいただきましたけれども、新システムの中において、これまで請願者からも指摘をされているのは、市町村実施主体の部分において、とりわけ契約条項が非常に保護者と事業者との間に責任を転嫁されてしまうというふうな問題等も含めて、実質的に市町村はそうした業者や、あるいは事業者の直接的なかわり方については十分にそれを担保できないのではないかと問題点などが指摘をされているところでございます。さらに、保育料などについても応益負担の問題等も含めて利用すれば利用するほどに負担が重くなると、そういった懸念なども示されておりますし、先ほどの当局からの説明の中においては、例えば保育所の整備についてもまだまだ本県の実態から見れば足りないというのが現状だと思っております。さらに、幼保の一元化の問題も含め、まだ多くの現場におけるいろんな課題をしっかりと見ていく必要があるというふうに思っておりますし、そういった観点からいけばまだなおこの課題を持っている施設ではないのかなと、そこにも先行して踏み切っていくことについては、やはり慎重であるべきでありますし、まずは今の現行の体制維持をしっかりと整えて、その中で子育ての環境を整えていくというのがまず行政や国の責任ではないのかというふうに思っておりますので、この請願を採択いただきたいというふうに思います。

**○飯澤匡委員** 私も木村委員とほぼ同じ理由で採択すべしという意見でございますが、東日本大震災津波の影響で、新たに被災地の要保護施設、幼保一体化の施設をつくるというような形になるかと思っております。本当に経済の効率性だけで果たしてこれ突き進んでいいかという課題も我々被災地を抱える県にとってもございますので、この新システムについては木村委員の指摘のとおり、現場サイドでもいろんな提案がされているということをかんがみれば、これは採択をして、さらに被災地を抱える県としての意思を発信すべきだということでもありますので、採択と考えます。

**○喜多正敏委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○喜多正敏委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決を行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわていきいきプラン 2014 についてほか 4 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○岡村長寿社会課総括課長 それでは、いわていきいきプラン 2014 について御説明させていただきます。

お手元のほうに 3 点資料をお渡ししてございますので、それに基づき御説明させていただきます。この計画につきましては、1 月の閉会中の本委員会におきまして素案をお示しし、御説明申し上げました。その後、パブリックコメントや地域説明会を行い、素案の追加等を行っております。一昨日の 3 月 13 日に第 3 回岩手県高齢者福祉介護保険推進協議会を開催いたしまして、計画案として御了承いただいたところでございます。それらの概要等について御報告いたします。

まず、一つ目の資料、いきいきプラン 2014 について、パブリックコメントや地域説明会の実施状況について記載してございます。パブリックコメントにつきましては 1 月 18 日から 2 月 17 日までの 1 カ月間実施いたしまして 4 団体、1 人から計 19 件の御意見がございました。また、地域説明会につきましては、1 月 24 日から 2 月 6 日まで県内の 9 圏域の開場で開催したところ、473 人の方にご出席いただきましたけれども、意見総数は 30 件となっております。

提出意見の状況ですが、3 ページ目に反映区分表をつけてございます。ごらんいただきますと、49 件の意見がございましたけれども、数が多かったのは 7 つの重点施策の中で (6) の良質な介護サービスの確保と向上、ここが 13 件で最も意見が多かったのですが、ここに内訳で、その他 10 件というふうな取り扱いになっておりますが、これらはたん吸引等の研修、資格の取り扱いについての内容の質問等が主なものでございます。地域説明会に介護関係の事業者の方が多数出席されて、そういった質問等が多かったという、そういう内容になってございます。これらのうちで、全部反映したものは 1 件、一部反映したものが 7 件、それから参考等にしたものが 14 件というふうな状況でございますけれども、お戻りいただきまして、項目の 4 の主な意見の内容及び意見に対する県の考え方を整理して載せてございます。全部反映になったものは 1 件、これは介護老人保健施設についての御意見でございますけれども、整理に関する県の基本的な考え方等について例規にしてほしい、記述してほしいという御意見でございました。これにつきましては、意見を反映させまして、介護老人保健施設の計画的な整備や機能の向上を支援すること等につきまして施策の第 7、これはお手元のプランのほうの 74 ページから 75 ページまでのところに施設整備の考え方等についてお示ししてございます。

二つ目以降は、一部反映したものでございますけれども、これらにつきましても提言等をいかして一部追字等を行っております。高齢者の見守り対策等について、あるいは複合

型サービス施設等の一体的な整備、虐待を受けた高齢者等の緊急時における一時保護のための施設の確保、認知症高齢者への支援等、被災地域において高齢者の支援にどう取り組むか、そういった御意見がございました。これらについては、いずれも計画の内容に反映させた取り扱いとしてございます。

次に、A3判の2枚ものの資料をちょっとごらんいただきたいのですが、これは素案の際に、概要として示したときと同じ内容を踏襲してございます。修正になったのは、左側のほうの高齢化の進展とか高齢者の現状で、前回は被災地域の市町村のデータとかがきちっととれてない部分があったので、今回取りまとめりましたので、改めて御説明させていただきます。

まず、65歳以上の第1号被保険者についてですが、これは平成26年度に37万8,000人ということで、平成22年度から2万人ほど増加するということになってございます。ただし、気仙、釜石の両圏域につきましては、1号被保険者高齢者が減少するというような傾向が続く見通しになってございます。

それから、二つ目、要介護高齢者の増加ですが、要介護認定を受けた方、平成22年度6万2,000人から6万9,000人、要介護認定率で18.5%という見通しとなっております。

それから、介護給付費の推移、これは平成22年度までは変更ございませんけれども、今回市町村の状況を取りまとめたところでは、平成24年度以降は総給付費が1,000億円台に上ると、平成26年度では1,160億円ほどの介護給付費、そういった経費がかかるということで、保険料等についても県内の平均は標準月額4,850円という見通しになっているところでございます。

それからちょっと裏側、4ページ目をごらんいただきたいのですが、右側のほうにサービス量の見込みを掲載してございます。本文のほうの29ページのほうに記載してございますけれども、施設・居住系のサービスの見込みでございまして、特別養護老人ホームであるとか、認知症高齢者グループホーム等を含めまして、平成22年度に1万5,245人の利用者だったものが平成26年度には1万8,286人と1,844人ほど、20%弱の増加を見込んでいるところでございます。

それから、2段目の中段、在宅サービスの見込みでございまして、これにつきましては小規模多機能型居宅介護事業所、これが8割くらいの利用アップを見込んでいというのが主なサービスの見込みの取りまとめの状況でございまして。

2枚目につきましては、それぞれの圏域ごとに棒グラフで示したものが第1号被保険者の1,000人当たりのサービス量が各圏域で比較できるようなグラフをつけて主なサービスについて、3ページのほうは施設、居住系のサービス、それから裏面の4ページ目は在宅系のサービスについて掲載してございます。

それから、こちらの本文の方をごらんいただきたいのですが、地域包括ケアの推進について、44ページをごらんいただきたいと思っております。下段、今後の取り組みのところに記載しておりますとおり、在宅を基本といたしまして、生活の継続を目指す新たな視点での地

域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めることとしております。具体的にはまちづくりと連動した新たな視点での仕組みづくりの検討、医療機関の負担軽減や高齢者の安全安心な地域生活等に寄与する生活支援サービスの創出の支援、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のデイサービス供給体制の構築の検討、複合型サービスの創出の検討など医療と介護の連携の評価、沿岸被災地域における土地の有効活用、効率的、効果的な包括的サービス提供の観点から医療提供施設や社会福祉施設等の統合整備の検討、高台への医療提供施設や施設等の合築など効率的、効果的な施設整備の検討等、郊外型の大規模な入所施設等については小規模施設への計画的な転換、分散の整備について検討したいというふうに考えているところでございます。これらは被災地域の復興についての考え方を取りまとめたものを全県的に同じ視点で取り組む必要があるということで、こういう方向性の取り組みを検討したところでございます。

それから、46 ページ以降には、岩手県復興に向けた医療分野専門家会議で昨年5月に検討されました地域包括ケアの推進に向けた取り組み例等を掲載してございます。

48 ページから 52 ページには五つの取り組み事例の設置例を載せてございますので、後ほどごらんいただければと思います。これらの取り組み例を含めまして、先進事例の調査やワーキング等を開催いたしまして、地域の実情に応じた重点的取り組み事項の選択と・・・支援してまいりたいというふうに考えております。

これらの計画につきましては、掲載資料の出典の掲載でございませうとか、それからサービス目標量は取りまとまってございませうけれども、市町村の決定の状況を確認しながら本プランをご説明いたしまして、4月以降3年間の介護保険運営あるいは高齢者施策の推進に努めたいというふうに考えております。

なお、計画については4月以降に資料編であるとか、用語解説等をつけまして、印刷製本した上で委員の皆様にもお配りしたいというふうに考えております。どうぞよろしく願います。

**○朽木障がい保健福祉課総括課長** 第3期障がい福祉計画の策定について御説明を申し上げます。お手元のA3判1枚の資料で概要説明したいと思いますので、よろしく願います。

資料の左側上段から順に説明をいたします。まず、計画の根拠、趣旨、位置づけでございませうが、県の障がい福祉計画は、障害者自立支援法の規定によりまして、市町村が定める障害福祉計画の達成に資するために公益的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について、国の基本指針に基づいて定める計画でございませう。また、平成23年2月に策定いたしました岩手県障がい者プランは、障害者基本法に基づき県の障がい福祉施策の基本的な考え方や推進方策等について定めたものですが、障がい福祉計画につきましては、これらの施策を実行するためのサービス提供体制の整備等について定めるものでございませう。

次に、計画期間及び見直しの時期でございませうが、平成24年度から平成26年度までの

3カ年の計画でございます。県の障がい福祉計画の目標値やサービス見込み量の数値につきましては、市町村が定める障害福祉計画の数値の積み上げとなっておりますが、東日本大震災津波によりまして、本年度中に第3期計画の策定ができない市町村、4市町ありますが、このことからこれらの市町につきましては暫定の数値で積み上げまして、来年度以降すべての市町村が第3期計画を策定した時点で県計画もまた見直しを行うということとしております。

次に、基本理念ですが、国の指針に基づき障がい者の自己決定と選択により、必要とする障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めるほか、サービス基盤の計画的な整備による地域間格差の解消、障がい者の地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を図ることの3点を掲げております。また、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方といたしまして、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障するとともに希望する障害者に日中活動系サービスを保障することなど四つの項目を掲げているほか、相談支援体制の確保に関する基本的な考え方としては、市町村の基幹相談支援センターの設置の促進と自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の緊密化を掲げております。

次に、区域の設定でございますが、現行の9つの障がい福祉圏域を区域として圏域ごとの計画を定めることとしております。

次に、資料の右側上段にあります主な目標値について説明をいたします。①の施設入所者の地域生活への移行に関する目標値ですが、平成26年度末までの施設入所者削減数を754人、地域移行者数を727人とするものです。地域移行者数につきましては、国の基本指針では第1期計画策定時の入所者の3割を目標とするとされております。これによれば862人になりますが、平成22年度までの地域移行者数522人でございますけれども、この数字と県で施設入所者に対して実施しました地域移行希望調査で地域移行を希望した者267人のデータをもとにこの実施者である各市町村において、さらに調査検討し、平成26年度までに地域生活に移行する障害者を見込み、市町村が設定したものでございます。

②の入院中の精神障がい者の地域移行に関する目標値ですが、国の基本指針に即し、1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日調査時点の数値より7%増加の79.3%に、5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の平成22年度実績の132人より2割増しの159人とするものです。

③の福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値ですが、平成26年度の一般就労移行者数を159人、平成26年度末の就労移行支援事業利用者数405人、就労継続支援事業のうちA型利用者の割合16.7%などとしております。就労移行支援利用者と就労継続支援A型利用者割合の目標値は、国の指針の目標には達しておりませんが、これらにつきましても各市町村において障がい者のサービス利用希望などをもとに設定した目標値を積み上げたものであり、国の目標には達しないものの大幅な利用者増を見込んでいるものであります。障がい者の一般就労移行に向けて就労支援事業所や就労継続支援A型事業の利用を

徐々に拡大していきたいと考えているところです。

次に、中段にあります主なサービスの見込み量についてですが、これらは各市町村において、現に利用しているサービスごとの障がい者の人数、それに施設から地域生活移行後に利用が見込まれるものの数、障がい者のサービス利用ニーズ、平均的な利用日数等を勘案して、平成 24 年度から平成 26 年度までの見込み量を算出したものの積み上げであります。月間量で表示しております。幾つか申し上げますと、居宅介護等の訪問サービスにつきましては、平成 26 年度見込み量が 3 万 7,138 時間で、平成 22 年度実績の 1.9 倍、就労移行支援は平成 26 年度 7,696 人／日で平成 22 年度実績の 2.6 倍、就労継続支援 A 型は平成 26 年度 1 万 4,101 人／日で、平成 22 年度実績の 2.7 倍、共同生活援助介護は平成 22 年度実績の 1.4 倍などとなっているところです。

次に、中段右端にあります各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数ですが、これらは今年度末までに新体系に移行する施設を含めた施設入所支援の利用定員や、各年度における施設入所支援利用者の見込み数をもとに設定をしております。

次に、主な地域生活支援事業の見込み量についてですが、県事業といたしましては、専門性の高い相談支援事業として、発達障がい者支援センターを 1 カ所、障害者就業・生活支援センター 9 カ所設置運営するほか、公益的な支援事業として、相談支援アドバイザーを 13 人設置することとしております。

次に、サービスに従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置でございますが、サービス管理責任者や相談支援従事者専門員を対象とした研修や、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を対象とした各種研修の実施によりまして、人材の養成を図ることとしているほか、サービスの質の向上を図るため、事業者に対する第三者評価の体制を整備し、活用を支援することとしております。さらに、障がい者に対する虐待を防止するため、本年 10 月から施行される障害者虐待防止法に基づきまして、県障害者権利擁護センターを設置するとともに 24 時間 365 日の相談体制を整備するほか、障がいのある人もない人もともに学び、ともに生きる岩手県づくり条例に基づき障がい者に対する不利益な取り扱いに関する相談、調整を行うこととしております。

最後に、資料の左側一番下の計画の達成状況の点検及び評価についてですが、各年度において目標値やサービス見込み量の達成状況を点検、評価し、岩手県障害者施策推進協議会や自立支援協議会の意見を聞いた上で、所要の対策を講じることとしております。

以上が第 3 期障がい福祉計画案の概要でございますが、現在市町村及び各圏域におきまして、最終調整を行っておりますことから、本日お配りした案に 9 圏域ごとの計画が加わるなど若干変更ある部分がございますことを御了承いただきたいと存じます。今月下旬、岩手県障害者対策推進協議会で御検討をいただき、本年度中に策定したいと考えております。策定いたしましたならば、改めて委員の皆様にお配りをしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○高橋企画課長 次に、地域医療再生臨時特例基金の活用について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料をごらんくださるようお願いいたします。

まず、一つ目の国の平成 23 年度第 3 次補正予算による地域医療再生臨時特例交付金の概要についてであります。先般の本委員会におきまして、本県への交付額が被害の状況を勘案し、170 億円から 180 億円になるものと見込まれる旨の説明をいたしました。今般交付決定があり、本県には 176 億 2,646 万円余が交付されることとなりましたので、報告いたします。その他交付金制度の概要については説明を省略させていただきます。

次に、2 にまいりまして、本交付金を活用した本県医療の復興計画の概要についてであります。まず一つ目の取り組みとして、被災した医療提供施設の再建、医療連携の推進等を図ることとし、基金約 131 億円を充当しようとするものであります。この取り組みは、被災した 3 県立病院を初め市町村の国民健康保険診療所、保健センター等の公的医療機関等の再建と民間診療所等の再建を支援し、被災地における本格的な医療提供体制の再建を図るものであります。

二つ目の取り組みとして、ICT を活用した診療連携を図ることとし、基金約 20 億円を充当しようとするものであります。この取り組みは、仮設診療所への遠隔診療支援等による医療機関の診療連携の強化や地域における保健、医療、福祉連携の推進、全県的な医療情報共有システムの淘汰を図るものであります。

三つ目の取り組みとして、被災地における医療人材の確保、育成を図ることとし、基金約 4 億 2,000 万円を充当しようとするものであります。この取り組みは、従来から医師などの人的医療資源の乏しい沿岸部における医療提供体制を確保するため、被災地の医療機関による県外等からの派遣医師の受け入れを支援し、人的体制の充実を図るほか、沿岸被災地における看護師の確保、定着を促進するため、沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の教育環境の整備充実を図るものであります。

四つ目の取り組みとして、圏域を越えた災害地支援体制の強化を図ることとし、基金約 21 億円を充当しようとするものであります。この取り組みは、岩手医科大学における災害時地域医療支援、災害時医療教育の拠点整備に対する支援、災害拠点病院における自家発電設備等の非常用設備の充実、また医療関係団体における非常用設備の整備による災害時医療救護体制等の充実強化を図り、全県的な災害時における医療提供体制と民間団体と行政が連携した支援体制の強化に取り組むものであります。

なお、民間診療所等の再建、災害拠点病院における非常用設備の充実等の一部の取り組みにつきましては、平成 24 年度当初予算案に計上しているところであり、今後事業の具体化を進めるものにあつては、圏域における検討を踏まえながら必要に応じて見直すこともあり、最終的には県の予算編成を経て、県議会において御審議いただくこととなるものであります。

追って被災地における医療提供体制の取り組み等に係る取り組みについては、先般の当委員会において説明しましたとおり、平成 22 年度繰り越し分による地域医療再生臨時特例基金を活用した地域医療再生計画において、資料の下のほう、参考として箱書きで記載し

ているとおり、被災医療機関の診療機能回復、早期実施分に係る移転整備等の支援等に取り組むこととしているものでありまして、これらとあわせ、着実に復旧、復興の取り組みを進めてまいります。

また、資料の2枚目には、医療の復興計画の対象となる保健医療圏ごとに施設の再建等に係る取り組みをまとめておりますので、あわせてごらんください。なお、参考として左下に本計画等に基づく医療提供施設の再建見込み数等を示しております。残念ながら死亡や高齢等のため、再開に至らない施設もございますが、仮計上ではあるものの、今後被災地の実情に応じて新規に開設する施設に対しても支援を行い、被災地の復興を図るよう考えております。

以上で基金についての説明を終わります。

続いて、岩手県保健医療計画の見直しについて御説明申し上げます。県保健医療計画は、医療法に基づく医療計画となるものでございます。この医療計画につきましては、医療法第30条の4に基づき、各都道府県が策定するものであり、少なくとも5年ごとに必要に応じて見直すこととされております。現行の保健医療計画は、来年度で5年目を迎えますことから、同法の規定に基づき見直しを図ることとしておりまして、来年度において本格的な作業を行うものでありますので、現時点における見直しの方向性及びスケジュール等について御説明するものであります。

それでは、お手元に配付しております資料に従いまして説明いたします。初めに、1の現行の医療計画制度についてでございますが、各都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために医療計画を策定することとされております。具体的には、右側に列挙しておりますが、がんや脳卒中などの4疾病及び救急医療や災害時医療などの5事業に関する医療体制並びに医療従事者の確保に関する事項や基準病床数について定めることとされているものであります。

次の岩手県保健医療計画の概要についてでございますが、国の基本方針及び医療計画作成指針に基づきまして、本県では平成20年度から平成24年度までの5カ年間を計画期間とする岩手県保健医療計画を策定しております。国が提示しました4疾病5事業に本県独自にうつ対策を加え、4疾病6事業を主要な疾病、事業と位置づけ、これらについて医療機能の役割分担と連携等により医療連携体制を構築することを初め、医師確保対策、保健、医療、福祉、介護の連携等を重点的に推進することとし、取り組みを進めてきたものであります。

2ページをお開き願います。次に、3、医療計画の見直しの方向性についてでございますが、国においては医療計画の見直し等に関する検討会を平成22年12月に設置し、現計画の課題の検証等を行い、平成25年度からの新医療計画のあり方について検討が行われてきたところでございます。当該検討会は、昨年12月に検討結果が取りまとめられたところであり、この結果を踏まえまして、本年3月、今月20日ごろには新たな医療計画作成指針

が正式に通知される見込みと聞いております。正式には、その通知を受けてからとなりますが、これまでの当該検討会における議論から医療計画の見直しの方向性としては、資料に掲げたとおり、主に六つの事項が想定されるところでございます。

(1)の二次医療圏の設定についてであります。これは入院医療を提供する一体の区域としての人口規模等の要件を定め、該当する医療圏に対しては見直しが求められることとなる見込みであります。これまでの検討においては、被災3県については必ずしもこの取り扱いとはしないとされており、今後国の動向や他県における対応状況を注視していく必要があると考えております。

また、(3)として、在宅に係る医療体制の充実強化を掲げておりますが、入院患者やその家族等に対する退院支援を初めとして医療、介護を多職種が共同した支援や緩和ケアの提供など生活の場での療養の支援、そういった際の急変時の対応、さらには自宅や地域での看取りということも含めた在宅医療体制の構築について、今後示される指針を踏まえまして、医療機関のネットワーク化や人材育成等の具体的な施策を盛り込んでいく必要があるものと考えております。

そのほか(4)の精神疾患の医療体制構築が新たに追加され、現行のうつ対策等を踏まえまして、対応していく必要があるほか、(5)の医療従事者の確保においては、後年度国の地域医療支援センター運営事業創設に伴い、本県でも本年1月に同支援センターを設置し、さらに来年度からは同支援センター事業の一部である医師が不足する地域医療機関への医師派遣事業を岩手医科大学に委託することとしているところであります。こうした取り組みについても計画を具体的に記載するなど、医療をめぐる環境の変化に対応した見直しが求められることが見込まれております。

さらに、(6)には災害時における医療体制の見直しを掲げておりますが、被災県としての確に対応していく必要があると考えております。

いずれにしましても、次期医療計画の策定に当たってはこの国から示される医療計画作成指針を踏まえるとともにこれまでの取り組みについて検証を行い、切れ目のない良質な医療提供体制の構築や医療従事者の確保などの推進方策等を計画に盛り込むことにより、全県的な取り組みを推進していきたいと考えております。

3ページをお開き願います。次に、4、医療計画の見直しによる検討体制案及びスケジュール案についてでございます。まず、医療計画見直しの検討体制案については、前回見直し時と同様の回数を想定しております。医療局のほか関係部局との連携のもと、外部の検討委員会等における有識者からの意見を踏まえながら、医療計画部会を中心に検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、見直しスケジュール案についてですが、今年度におきましては、昨年12月27日に開催した岩手県医療審議会に岩手県保健医療計画の見直しについて諮問し、岩手県医療審議会医療計画部会において審議していくこととしたところであり、本年2月16日に岩手県医療審議会医療計画部会を開催し、今後の見直し作業の進め方等について検討を行った

ところでございます。来年度におきましては、上半期において計画部会を4ないし5回程度開催しまして、疾病、事業の医療提供体制や二次保健医療圏の設定並びに基準病床数の算定等について御審議いただき、11月ごろを目途に中間案を作成したいと考えております。以降は岩手県医療審議会医療計画部会を随時開催しながら、パブリックコメントや市町村及び関係団体からの意見聴取等を行うとともに議会にも随時報告して御意見等を伺いながら、3月には岩手県医療審議会医療審議会の答申を受けて、平成25年4月の制定を考えているところでございます。

また、沿岸地域における医療の復興に資するよう検討段階からの情報提供も含めまして、全県的な取り組みと整合を図ることにより、復興を後押ししていくことが重要と考えておりまして、県全体を見て検討と並行しました被災地を含む各圏域における取り組みスケジュール等の具体化についても早期に調整し、進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○野原医療推進課総括課長 最後に、岩手県放射線内部被曝健康影響調査の結果について御報告をさせていただきます。お手元に配付しております資料によりまして御説明をさせていただきます。

去る3月2日、岩手県放射線内部被曝健康影響調査有識者会議を開催いたしまして、昨年12月から本年2月にかけて実施をいたしました放射線健康影響調査、尿中放射性物質サンプリング調査の結果について評価をした結果、東京電力福島第一原子力発電所事故による本県の子供の放射線内部被曝に係る健康影響は極めて小さいとの評価をいただいたところでございます。

結果について、恐れ入ります、7ページから、資料で概要について御説明させていただきます。まず、調査対象者でございますが、3歳から15歳までの児童生徒132人を対象としてでございます。対象の市町村でございますが、県南の一関市、奥州市、平泉町、金ヶ崎町、そして宮古市の5市町でございます。下に尿1リットル当たりの放射性物質量、放射性セシウムの結果をお示ししてございます。放射性セシウムに関しましては、セシウム134、セシウム137がございまして、下段の表にお示しをしたとおり、それぞれ別に検査をしたところでございます。このグラフには両者、放射性セシウム134と137を合計したものをグラフとしてお示しをしております。不検出、NDと書いているものでございますが、こちらが13人から、最大の方で7ベクレルパーリットル未満という結果でございました。一番多い数値といたしましては、1から2ベクレルというところに48人がいるということでございます。

おめくりをいただきまして、8ページでございます。8ページの上段が1日当たりの尿中放射性物質をお示ししてございます。尿中の物質をはかる際には、尿量と申しますのは、例えば体格でありますとか、また食事や水分摂取量によりまして変わってまいりますので、1日当たりどれぐらい排出されているかといったことを計算して出したものでございます。こちらにつきましては、セシウム134と137を足したものでグラフでお示しをして

ございます。不検出が13人から最大で5ベクレル、1日当たりの最大では5ベクレル未満という数値でございます。1から2の間に48人、一番多くいるといったような結果でございます。下段がこういった結果を、線量という形に直しまして、預託実効線量という形で健康への影響を評価したものでございます。預託実効線量の状況でございますが、対象者132人の方すべての方が0.03ミリシーベルト未満という結果でございます。その多くが0.01ミリシーベルト未満81人という結果となっております。

最後に、参考といたしまして9ページに自然の放射性物質でございます放射性カリウムの結果をお示しをしております。対象者132人のうち同意が得られました130人についての結果でございます。こちらの分布、1リットル当たり20ベクレル未満が3人から、最大で80から100ベクレル未満が5人、一番多かった数値としては40から60ベクレル未満、1リットル当たりでございます。こちらが57人という結果でございます。

恐れ入ります、また1ページ目に戻っていただきまして、3の有識者会議における評価等についてでございます。全体的な評価につきましては、放射性セシウムによる預託実効線量は最大でも0.03ミリシーベルト未満という結果であり、全員が1ミリシーベルトをはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられるといったような評価をいただいたところでございます。

なお、公表にかかる結果、詳細な結果や、外部有識者会議における詳細な評価については2ページから5ページにお示しをしております。時間の関係で後ほどごらんいただければと存じます。

今後の対応、対策についてでございます。有識者会議におきましては、調査継続の必要性は低く、追加検査等も必要ないとの結論が得られたところでございますが、県民へのフォローアップの観点から調査継続との意見も出されたところでございます。

なお、個人の結果につきましては、現地での説明会を開催いたしまして、その結果や効果もあわせて、個人、個人には御説明をしたところではございます。県といたしましては、今回の調査結果を県民に対して正しく、活わかりやすく伝えていくことも含めまして、さまざまな観点から県民へのフォローアップの方法を検討していきたいというふうに考えてございます。

説明につきましては以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○岩淵誠委員 私は1点だけ、放射線内部被曝健康調査の結果について確認をさせていただきます。これは予算特別委員会でも質疑が出たところでございます。そして、今野原医療推進課総括課長からお話がありました、今後の対策の部分であります。個人についてはやったということで、今後わかりやすくどうするのかということなのですが、一番は学校現場、父兄に対して、そして地域に対してということになるわけですが、今春休みにも入るわけでありまして、これは具体的に新年度、新学期ということになるのでしょうか、具体の計画があればお示しをいただきたいと思いますし、そのフォロー

アップの観点から、専門的な知見を有する皆さんからは低いということ、一方でフォローアップの観点から調査継続もという意見も出たということで、たしか予算特別委員会でもなかなかその辺の結論めいた話は保健福祉部長のほうからはいただけなかったかなと思っているのですが、これは具体的にそうであればいつまでにこの検討をして結論出すのか、この部分についてお示しをいただきたい。

○野原医療推進課総括課長 岩渕委員から御指摘いただきましたとおり、今回の調査結果について、わかりやすくお伝えする、まずは事実としてお伝えするということはもちろんでございますが、例えば先日の予算特別委員会でも御答弁申し上げましたとおり、ほかのものとのわかりやすい比較といったようなもの、こういったようなものがあわせてできないかというふうに我々考えてございまして、今さまざま研究者のほうからそういったような報告も出されてきてございますので、少しその辺も有識者の方々からも少し御相談させていただきまして、どのような形でお手伝いをしていったらいいのか、子供向け、また一般県民向け、また媒体ごとに、大切なことだと思いますので、そういったこともきちっと詰めさせていただきまして、周知のほうを進めさせていただきたいと思っております。

また、今後のフォローアップの観点ということでございます。先日の御答弁申し上げたことに関しまして、まずは有識者会議で出た結論といったものは尊重させていただきたいというふうには考えてございます。一方で、当然ではございますが、子供の健康を守る観点から迅速に何か調査等入らなければならない状況になれば、ただちにやるわけでございますが、一方で有識者会議の結論になりますと、まずすぐに何かということではない、ある程度この問題に関しましては、さまざまな論点がございまして、少し整理をすることも必要ではないかというふうには考えてございます。

また、一方で国のほうでも来年度事業として内部被曝や外部被曝等に係る部分の調査という形での予算要求をされているというふうに聞いてございますし、また国会のほうでもそれに関連したような動きもあるというふうに我々伺ってございますので、やるのが手戻りになってもいけませんので、そういったような動向のほうもきちっと踏まえて検討していく必要もあるのではないかと考えてございます。そういった意味で、そういったような状況、さまざまな知見についての整理や、国の動向、そういったようなものもきちっと見据えた上で、今後の方向性というのを検討していただければというふうに考えるところでございます。

○岩渕誠委員 後段の部分で確認をいたしますけれども、そうしますといずれ状況を見てということになりますと、その前提とすれば有識者会議という組織そのものは存続をするのか、あるいは将来的に、これ言語が適切かどうかかわかませんが、サーベイランス的な部分も当然いろいろな部分もやりますというようなことの御答弁だと認識しますので、組織としては、これは残すのか残さないのかということが1点でございます。

それから、前段に戻って、それは有識者の話を聞いてということ、それは確かにそうだと思います。そのそも、いわゆる放射性カリウムは当然出てくるわけでありますから、そ

ういった形での自然放射能があるのだということ自体なかなか一般にはわからないというところからやりますと、かなりわかりやすくやったとしても分量がふえるのかなと思うのですが、やっぱり一方で情報とすれば早くもらいたいなという部分もあるのです。いろいろ手続を踏むということはよくわかるのですが、例えば夏前までにはとか、何か一定のめ度的なものというのは示すことはできますか。

○野原医療推進課総括課長 情報の周知等につきましては、これはもう時期というよりもきちっと整理ができ次第速やかに実行していきたいというものでございます。また、今後の方針、方向性等につきましては現時点で具体的にいつまでという形を申し上げることはなかなか難しいかとは存じますが、例えば12月から2月ぐらいまで今回検査いたしましたので、継続的にやっていくといった場合には生物学的半減期や物理学的半減期等を考えると、一定程度期間を置いたほうが状態というものもわかるのではないかとといったようなこともあろうかと思っておりますので、そういったようなことも踏まえてさまざまな見地から整理させていただければと考えております。

○岩渕誠委員 最後にします。説明の資料の部分についてですけれども、結果についての分析結果を公表するということとともに、必要なのは有識者会議で3番目に県民生活上の留意事項についてというような指摘が出てくるわけです。どちらかといいますと分析も大切なのですけれども、予防的な見地でこれをどう落とし込んで、どう説明していくか、これを早くやる必要は私はあるのだと思います、食生活とか、学校給食も含めてそうなのですけれども、検査対象の分析はいろいろな形で進んできているとはいえ、家庭で食の問題とかあるわけでありますから、この部分についてだけでも私は早くできるのではないかなというふうに思っているのですが、そのあたりどうですか。

○野原医療推進課総括課長 岩渕委員から御指摘いただきましたとおり、今回私ども有識者会議で科学的な評価をきちっとしていただくという一方で、やはり県民に対して具体的な生活上のアドバイスもいただけないかということで、この県民生活上の留意事項等についてということで御意見をちょうだいしたところでございます。この資料4ページのところ、まさにこれ県民の方々にお伝えをしていきたいという部分でございますので、もう既にホームページ等では公開をいたしましたけれども、さまざまな御指摘いただきましたとおり、あらゆるところでこういったようなアドバイスできるように我々も進めていきたいというふうに考えてございます。

○岩渕誠委員 いずれ入学シーズンというのはいろんなことを周知したり、いろんな関心が高まる時期でございます。これは教育現場ともよく相談をして適切な、そして可及的速やかな情報提供に努めていただきたいと思います。終わります。

○神崎浩之委員 私は、怒りを感じているのですが、まず障がい福祉計画なのですからけれども、これはどこの県の計画なのか。何でこういう質問するのかわかるのでしょうか、お願いいたします。

○朽木障がい保健福祉課総括課長 本計画は障害者自立支援法によりまして、本県の計画

としてつくったものでございます。

○**神崎浩之委員** 何でこんな質問したかというふうな質問もしたのですが、岩手県保健医療計画の見直しについては、(6)に災害時における医療体制の見直しというふうに書いております。それから、次に質問するいわていきいきプラン、これ高齢者の計画なのですが、やっぱり最後のところに、第10のところに被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援というふうに書いてあるわけなのです。今障がい者については社会参加とか、就労支援だとか、そういうふうなテーマで来ているわけなのですが、これ見ると皆さん方があれだけこの1年間一生懸命やってきて、そういうことが全然入っていないわけですよね。防災計画の見直しの中に放射能対策が載ってないのと同じで、今一番我々岩手県は障がい者の災害に対する体制についてどういうふうにしていくかということが今の一番の計画に盛り込まなければならないことだと思うのです。そこで、なぜ入っていないのか。

あわせてこの前質問いたしましたけれども、今回の被災、死亡に対する障がい者の割合についてもう一回お尋ねいたします。障がい者は倍亡くなったという話を私は聞きましてですね、よろしくをお願いします。

○**朽木障がい保健福祉課総括課長** まず、障がい者の死亡について、震災における障がい者死亡の率についてですが、予算特別委員会でも御答弁したように12市町村に照会して集計したところ、死亡者の割合につきましては、障がい者のほうが3.6%、それから住民全体ですと12市町村合計で死亡率1.7%になってございますので、全体では約2倍の死亡率になっているということでございます。

○**神崎浩之委員** ぜひ今のことを朽木障がい保健福祉課総括課長の頭に入れていただいて、障がい者の福祉計画をこれから立てるといふことなのです。本県が率先して障がい者の対応について盛り込まなければ全然計画になっていないと思いますので、よろしくお尋ねいたします。

次にプランの関係であります。これからする質問について、私は2週間以上も前に、この際発言のために通告をしておりましたので、それに沿って質問させていただくわけでございます。

今と関連して、高齢者も重度の方も多く亡くなっているのではないかなというようなことを推測しながら質問するわけなのですが、まず初めに介護保険の関係で要介護、要支援認定の方が不自然に増加している実態はないのかどうかということをお尋ねいたしました。資料をいただいたわけなのですが、全県的には1,382人増加しているということで、昨年12月現在で1,300人増加している。しかし、沿岸市町村では46人逆に減っているということでもあります。その中で、これについて沿岸市町村で逆に減っている理由は何かということ、それから4月から12月までの新規認定者というのはふえているわけなのですが、全県的には10%の伸びなのですが、沿岸市町村では34.8%伸びているということで、これは応急仮設住宅等に入って、恐らく廃用症候群とかでふえているのでは

ないかなというふうに思うのですけれども、これら認定がふえた 34.8%というのは主に軽い方ではないかなと思っておるわけなのですが、その2点について最初をお願いいたします。

**○岡村長寿社会課総括課長** 神崎委員から全体的な状況御説明いただいた、御指摘受けているわけですが、全体としましては沿岸市町村トータルの要介護者、要介護認定受けている方が減っているのは、それは在宅にいらっしゃった方、特に認定の程度が重い方が多く被災して亡くなられたのではないかなというふうに推測されます。それから、大船渡市や山田町にあった特別養護老人ホーム、介護老人保健施設が被災して多くの方が亡くなっておりますので、当該施設入所者は重病者であったということが結果としてうかがえます。それで、新規の認定者が今もふえているわけですが、それはやはり避難所から応急仮設住宅には移られているのですが、やはり狭い家の中で、あるいは大槌町等でテレビ報道もございましたけれども、例えばお店であるとか、あるいはふだん通っていた医療機関とか、そういう町の中にあつたそういう日常生活で活動に必要なものが一切消滅したような状況の中で応急仮設住宅で暮らしているということで、どうしても生活が不活発になりまして、お話にあつたように廃用症候群という足が弱くなるということで、新たに認定を受けて、いろんな福祉用具の給付であるとか、そういうものを受けられた方が多数生じているというふうになっています。段階が重くなった方も当然いらっしゃるわけですが、全体としては軽度の方が新たに認定をたくさん受けられているというのが状況というふうに考えてございます。

**○神崎浩之委員** それに伴って、この計画では高齢者サポート拠点等を設置していきますという計画になっているわけですね。こういうのが欲しいわけですね、障がい者でもね。こういうことが本県の計画だと思っているのです。

それから、一方で要介護者がふえている、新規もふえているという中で、逆に不自然に増加していない実態があるのかということを通告させていただいております。不自然に増加していない実態がある。調べさせていただきましたら、大船渡市が100%、釜石市90%、宮古市102%というふうにややふえているというふうな中で、陸前高田市が69.1%、それから大槌町が62.8%というふうに逆に被害が多い地域であればあるほど逆に居宅サービスの利用が減っているというふうなことの状況についてどういうふうな理由があるのかお願いしたいと思います。

**○岡村長寿社会課総括課長** これは、今御指摘あつた減つた市町村というのは大変被害が大きくて、全体の要介護者、サービスを利用されている方の実数が減っているという状況が一つございます。それから、先ほど軽い方がふえているという話をされたのですが、そういった方たちは、例えばヘルパーさんに応急仮設住宅に来てもらうとか、そういうサービスの利用の仕方ではなく、応急仮設住宅のほうで御利用になります福祉用具の給付とか、そういう一時的に介護用品等を購入した際の、そういう受給者ということがありまして、通常例えばデイサービスとかに通うとか、毎月同じようにサービス使うわけですが、一時

的にそういう制度を利用したという方たちが含まれているということも被災の大きいところでちょっと落ち込んでいるということはそういうことでございます。

それから、どうしても通所等のサービスは大体一定程度回復しているのですが、ヘルパーの利用は自宅に来てもらうサービスなので、そうすると狭くて不便とか、家族と同居されているよう介護者の方でありますと、御家族が介護に当たるといような状況が被災前よりも多くなっているのも、そういうこともサービス利用が被害の大きい地域で思ったほどふえてないというのはそういう事情もあるのではないかなというふうに考えております。いずれ利用者が少なくて、頼まれることがないので減ったということとは違う現象もあるかというふうに推察しております。

○**神崎浩之委員** 次に、入所経路のことについてお聞きをいたします。老人ホームの利用がふえているのかということでもありますけれども、やはり軒並みふえていることはあるのですが、大槌が老人ホームの入所の希望がふえているということになります。それから、あとは発災以来老人ホームにお願いする方がふえておまして、県内含めて多くの老人ホームに超過定員で入ったわけでございますけれども、現在やはり被災地のほうでは老人ホームの入所の希望がふえているのかどうかということと、この資料で見ると、県内13施設の老人ホームに57人が散らばっているというか、入っているということですが、これについて今この3月までに5期の前倒しということで施設整備をがんがんやっております。それから、委員に配られている資料の中には、平成24年に施設整備する数があるわけなのですが、この特別養護老人ホームの超過定員の分というのは、今まさにこの3月なり、それから4月以降に整備される施設のほうに優先的に入っていくのか、それともそれはそれとして、今の待機者とその新しい施設整備のほうに入っていくのか、その辺についてお願いいたします。

○**岡村長寿社会課総括課長** 超過定員で入所されている方たち、内陸の施設を含めまして沿岸部の方が入所されているわけですが、沿岸部含めて新しい施設がオープンした場合に、当然定員超過で入っている場合はもともと施設がつくられておりませんので、できるだけいい環境で操業するというのを考えますと、新しい沿岸部の施設に入っている方ももともと地元でいたいという方たちが多かった状況がありますので、今定員超過で入っている方も含めて優先順位を地域で検討していただいて、御利用いただくと。ただ、どうしても内陸のほうに御家族も含めて移られている方、あるいは身寄りの方が内陸のほうにしかいらっやらないという方もございますので、そういった場合はやはり定員超過で継続して利用していただかなければならないという状況は当分続くのではないかと、できるだけ定員超過は早目に解消したいわけですが、そういう状況も考えて当分特例措置は継続したいというふうに考えているところでございます。

○**神崎浩之委員** 最後に、高齢者サポート拠点の関係なのですが、先ほどお話があったように、仮設住宅に入居した方が要介護にならないようにするためのいい制度だなというふうに見ております。今現在22カ所つくられておるということで、沿岸でもばらつきがある

など思っておりますし、内陸、沿岸の中で、内陸で遠野市が1カ所整備しているということでもあります。一関もそうなのでありますが、内陸地域でも被災の方がいらっしゃいまして、宮城県からも来ておるわけなのですけれども、内陸のほうのサポートセンターの設置の考えと、あとはこれ当初仮設住宅だったものですから2年間という話があったのですけれども、これについて2年間なのか、それともその後も継続していけるのかどうか、十分なのか、内陸のほうもどうなのか、宮城県のほうの方に対してはどうなのかということもあわせて聞きたいと思えます。

○岡村長寿社会課総括課長 高齢者のサポート拠点についてのお尋ねですが、これは被災者の方への仮設の対応ということでございますので、沿岸被災地を中心に仮設住宅の近隣に設置しているものでございます。これは介護とか、障がいのサービス制度に基づいて提供、仮設の住居としてやっている部分もございまして、災害関係で全額公費で利用していただいているという方もいらっしゃいます。例えば内陸、一関市等への地域の設置でございまして、被災者の方が多数いらっしゃって、既存の、例えばデイサービスであるとか、そういうもので対応が不十分だという場合には、内陸でも設置できます。遠野市については、応急仮設住宅を含めまして、被災者が多数いらっしゃるということで設置しております。それから、一関市につきましては、宮城県からの被災者の受け入れをたくさんいただいております。当該地域には宮城県で設置したサポート拠点があるというふうに伺っております。現在岩手県のほうでサポート拠点を設置する予定というのは、現在のところございません。ただ、必要であれば当然設置ということは検討されることになります。

○神崎浩之委員 2年間。

○岡村長寿社会課総括課長 それで、今制度上は平成24年度中というような取り扱いにはなるわけですが、ただ、これは当然応急仮設住宅の解消等がそういう早期に解消できるという見通しはまだ立っておりませんので、継続設置については国に対しても要望していきたいと思えますし、取り扱いも延長される取り扱いというのは国のほうでも検討するという話し合いを行っているところでございます。

○飯澤匡委員 私も子供の内部被曝の問題についてお伺いします。先ほど答弁の中に、国の内部被曝についての調査関連の予算づけの動きがあるという答弁がありました。今わかっている範囲ではどのような内容になっているというふうに把握しているのかお知らせをお願いしたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 国では、新たに原子力庁が設置されるというふうに伺ってございますが、そちらのほうの予算で原子力被災者に対する健康管理、健康調査ということで19億円という形で予算計上されているというふうに聞いてございます。この中身につきましては、放射線の健康影響に係る研究調査事業、被ばく線量評価等に関する調査研究事業、安心・リスクコミュニケーション事業、新生児の聴覚検査支援等という内容というふうに伺っております。

○飯澤匡委員 さきに行われた結果が3月上旬に発表され、私も子供さんたちを持つ親御さんたちから大変このように、特に尿2リットルというふうに非常に精度の高い検査をなさっていただいたということには大変評価をいただいております。そしてまた、さきに民間機関に調査を依頼した親御さんと今回の値を比較して、やはり劇的に数値も、時間経過とともに下がっているということで、改めて自分たちの食物からの内部被曝を常日ごろよく避けるという運動を親御さんのネットワークの中でやっているということが成果も上がっているというようなことも証明されたという評価もある一方、そういうネットワークを組んで情報をくまなくとっている方々と実際そういう方々と別に全く関心のない親御さんも中にはいるわけで、そういう方々に触発をされて、今回この検査をしてみたら、思いのほか値が大きかったというようなこともあって、やはりこれからさらにフォローアップ体制の必要性というのは重要なのではないかなと思います。先ほどの答弁では、非常に前向きに期間を置いて検査をする方向性も示されましたし、これからさらに1回だけに限らず、さらに今回希望から漏れて、今回サンプル調査でしたし、さきの予算特別委員会の答弁の中には平均性、サンプル抽出の平均性についてはある程度保たれたのではないかなというような評価もありましたけれども、さらに念を押すためにその部分の心配を除くという体制づくり、またそういうあり方も必要ではないかというふうに私は思っております。

そして、今回調査対象が宮古市の方々も入ってしまっていて、いわゆる一関市、平泉町、この部分が私の選挙区でございますが、かなりホットスポットの領域でございます。できれば、これは親御さんからも要望として、この地域だけのセシウムの合計の値の分布図を教えてくださいなというような要望があったというふうに聞いておりますが、その点についてどのような対処なされるのか、そういう希望がありますけれども、希望にはこたえていただけますでしょうか、ということを確認したいと思います。

○野原医療推進課総括課長 飯澤委員からさまざま御意見をちょうだいいたしました。この結果解釈につきましては、さまざまあろうかと思えます。しかし、一方で有識者会議の評価としては、県南部を含めてすべてのデータの結果については0.03ミリシーベルト未満ということで、健康に与える評価は低いというふうに評価なされたというふうには理解したところであります。

また、飯澤委員からこの地域対象のということでございます。今回調査をするに当たって、やはり対象者の方々から本当に個人情報に気をつけてほしいというふうな話もいただいておりますし、我々もなるべくそういったような配慮をするという形でお示しをいたしました。地域によっては人数が少ないものですから、例えば年齢とか出しますとかなり特定されてしまうというような問題もございましたので、そういったような配慮を最大限しながら、飯澤委員からいただいた、例えば地域での傾向、ただ、今回の調査については、地域差を出そうという形での目的ではないので、それをもってして結論を出すというのは慎重であるべきだとは思いますが、そういったような公表、きちっとした公表というのは個人情報を最大限に配慮した形での結果の公表を我々きちっと進めていきたい

ふうと考えております。

○飯澤匡委員 福島第一原発の事故発災以来、チェルノブイリの案件があったので、いろんな勉強会も私も聞いて歩きましたけれども、当初はかなり先鋭的になって、あれもこれ、これもだめというように結構ヒステリックな内容であったのが、やっぱり防御策を現実的に講じればいいのかと、ワクチンなどを接種して、放射性物質を出すのだというような運動といますか、現実的な対応も進んでいる中で現在があります。

そこで、さらに自然界にはない放射性物質が体内に入っているということは事実でありますから、この心配を時間の経過とともに自分たちが行っている防御態勢が本当にしっかりしているのだということも含めて、さらに手厚いフォローアップというものを——この間総務委員会でも話が出たこれからの放射性原発事故からの対処策としての一つの事例としてこういうやり方があるのだよということで明記をされて、さっき言ったように親御さんの中で意識のレベルが違うものについても、やはりこういういろんな意味で気をつけなければならない点というのが非常に明確になるのではないかと思うわけです。それを時系列的に、やはり尿検査はこういうふうにしていった中で、さらに低下をしていくという、時系列的な結果が出れば、さらに安心につながって、これを継続していけばいいのだなというような確かなる数字になるのではないかと思っております。

御懸念のいろんな意味で情報の公開について非常に心を配っていただいているのはありがたいですが、現実的に子供さん方の体内にあるということについて、その心配を払拭するという点、それからやっぱり何回も申し上げますけれども、継続性をやはりきっちりと県当局でも担保をして、もうやったからいいでしょうというような態度ではなくて、これからその有識者の意見は尊重しつつも、もう少し念押しでもきちっとフォローアップしますよというその情報の発信をきちっとやっていくということが私は大事なことだと思うのです。また、国の今回のいろんな予算づけの動向も踏まえながら、ぜひ今回は第一段階の経過措置としてやったということの位置づけにさせていただいて、さらにこれについては継続性も担保していただきたいと、このことを申し上げて所感をいただいて終わりにいたします。

○小田島保健福祉部長 先ほど来各委員からこの放射線の内部被曝の問題については御指摘をいただいたところでございます。

野原医療推進課総括課長が申し上げたことを繰り返すような形になるわけでありましてけれども、いずれまず一つ県民生活上の留意事項、こういうことについてリスクのコミュニケーションまで含めましてきっちりと早期に御説明を図るということ、それからフォローアップにつきましてはいろいろ御意見もいただきましたので、どういう形で行うかということについて、中でよく国の動向等も踏まえながら検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○木村幸弘委員 今飯澤委員あるいは岩淵委員からもそれぞれ質問がありましたので、私も同じようなことで質問を考えておりましたけれども、そこで一つは、132人の対象者に対

しても、個人に対する結果を伝えたというふうにさっき岩淵委員の質問でお答えがあったようにお聞きをしておりましたが、具体的にはこの 132 人の対象者に対してはどのような形の報告という手法がとられて、そしてその報告に基づいて、まさにこれから、先ほど来議論があるようにフォローアップをということを考えていくときに、そういった方々の意見というか、そういうものの聴取を含めた、あるいは結果を踏まえてのさらにそういった対象者からどういうふうな要望や意見が出されているのかとか、そういった部分についてはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 県南地域の方々に関しましては、3月5日に一関市、これは平泉町と一関市の方対象でございます。また、3月8日に奥州市で、これは金ケ崎町と奥州市の方が対象に、夜の時間で恐縮でございましたが、お越しいただきまして、全体説明ということで今回の放射線に関する一般的な御説明と、あとは有識者会議で出たような結論、どうしてこのような結果になったのかというふうな御説明をし、また個人には個人の調査結果という形で尿中の放射性物質、また預託実効線量、そして評価委員会の評価、そして先ほどございましたけれども、県民生活上の留意点、こういったようなものをおつけいたしまして、御説明をしたところでございます。会場の方々の意見、また全体という形で集約をさせていただきますけれども、また安心した、よかったといったような方と、さらに続けてほしいといったような意見もいただいたところでございます。

また、一方でこの検査は小さなお子さんにとって連続尿で2リットルとるとというのはなかなかお子さんにとっても御負担かかるのも事実でございます、そういう意味でなかなか大変だったと、非常に大変だったというような御意見もちょうだいしたところでございます。そういう意味で、少し来場者の方々の反応ということ、我々も御質問さまざまいだいで、それぞれ御納得いただいた部分と、やはりそうはいつでも内部被曝についてまだ不安な部分があるという部分が残っておられるというのも十分理解をさせていただきますので、そういう方々への、さらにわかりやすいような押さえ方の仕方、また先ほど保健福祉部長からも御答弁申し上げましたとおり、フォローアップの方法についてきちっと手当てをしていきたいと思っております。

答弁漏れの宮古地区に関しましては、対象者が少なかったということもございまして、まずは個人のほうにこの個票をお返ししまして、いつでも連絡いただければ御相談に乗りますという形で個票を送付させていただいたというような状況でございます。

○木村幸弘委員 県としてもいずれ初めてこういうふうな取り組み、試みをやって、その結果に基づいていろいろなまた対応なりが出てくると思うのですけれども、そうした一つの取り組みを十分に踏まえた対応ということで今後の対策を進めていただきたいというふうに思います。

先ほど飯澤委員が申し上げていた意見、本当に継続性という部分で言えば確実に調査に基づいてその影響が小さくなってきていることを示していくような方向が生み出されれば、本当に我々全体にとっても少しずつ安心の度合いを深めていくということにも当然つなが

っていくでしようし、いろいろと留意事項等も拝見いたしておりますけれども、これは保健福祉部のみならず、まさに全県挙げた放射能対策という位置づけの中でしか取り上げなければならない事項でありますから、こうした問題も含めて今後の対応をしっかりとやっていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

もう一点、岩手県保健医療計画の見直しについてでございますけれども、改めて御説明を聞いて、これからまた新たな本県の災害を踏まえ、いろんな医療、地域医療等への対応含めた計画づくりというものがスタートすることになりますけれども、1点だけです、これまで保健医療計画の策定の経過として、いろいろと医療局においては経営計画があり、それからたしか総務省の公立病院等ガイドライン等も当時いろいろこの医療計画全体に影響を及ぼすような形であったのです。本県の医療局の経営計画の議論の状況の中でも、保健福祉部が主体となって、特に全体意見を束ねて保健、医療、福祉という、この一体的な対応、対策の中で医療のあり方をつくっていかうというふうな方向性についてはしっかりとやってほしいのですけれども、いろいろとそういった関連するところの影響なり、また説明では国のこれからの医療計画作成指針に基づいて、また検討もしなければならないという話もあるので、そういった本当の医療計画を推進するための今の置かれた状況と、さまざま国から示されてくる方向や考え方、特に公立病院をめぐるいろんな考え方が出ておりますので、そういったところの環境をどういうふうにしっかりと本県の実態に照らし合わせながら考えていくのかということが大事になるのではないかなと思っております。まさに医療の対応をお願いしなければならない医療局の計画なども当然この保健福祉部の策定される計画に大きく影響される、あるいはほぼ同時並行的にその考え方が作業としては進められていくというのがこの間の流れの中でありましたので、そういった点についての考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○高橋企画課長 木村委員から御指摘のありました県立病院の経営計画、これが現行のものが平成25年度まで決まっております、平成26年度からの新しい経営計画の策定に平成24年度後半からかかっていくようなスケジュール感を持っておりまして、いずれ新しい医療計画にそういった形でそれぞれの病院等の機能なり、また検討していくというような感じで、今医療計画の策定と連動していきたいというふうに考えております。そのほかの公立病院につきましても、平成25年度までの計画の策定が中心になっておりますので、このような形での対応になると思います。

○木村幸弘委員 いずれいろいろ関連するところと、結局整合性をとっていくことは当然のことなのですが、何といたっても保健福祉部が今回策定をしていく医療計画が本県の地域医療含めた全体における重要な柱になるのだというふうに思いますので、それが基軸にしっかりとあって、その中で本当に県民にとっての医療や、保健、医療、福祉のあり方がどうあればいいのかというところで十分に議論を進めていただくようお願いしたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

この際、午後3時10分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第50号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とするわけですが、花泉診療所に係る対応等につきましては、さきの1月の閉会中の委員会以降、当環境福祉委員会において医療局関係職員のほか保健福祉部関係職員の出席のもと説明を受け、質疑を行ってきたところであり、これまでの経緯を踏まえ、また審査を円滑に行うため、当該議案の審査に当たっては、医療局関係職員のほか保健福祉部関係職員を出席させ、審査を行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、医療局関係の議案の審査を行います。議案第50号県立病院等事業の設置等に関する条例の一部改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻経営管理課総括課長 それでは、議案第50号岩手県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の103ページをお開き願います。なお、説明につきましては、別途お手元に配付してございます県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（議案第50号）の概要に従いまして御説明を申し上げます。

この条例は、岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センターを設置しようとするものでございます。これは、医療法人白光が運営する花泉診療所が3月末で廃止される予定であることから、民間移管前の無床の地域診療センターに戻そうとするものでございます。なお、施行期日につきましては、花泉診療所の廃止手続等の確定を待って、別途規則で定めようとするものでございます。

条例案の説明は以上でございますが、引き続き花泉診療所に係る対応等について、先日3月1日に当委員会におきまして御説明いたしました以降の状況等につきまして御説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料の花泉診療所に係る対応等についてをごらんいただきたいと存じます。3月1日以降の動きとしましては、1、経過で一覽にまとめてございますが、2、医療法人白光との交渉概要等から説明させていただきます。

医療法人白光とは賃貸料等の清算方法等につきまして、双方で弁護士を代理人として引き続き協議をしてございますが、3月8日に施設本体や電気、水道、ボイラー等の設備の具体的な引き渡し手続、それから患者情報等の引き継ぎ方法等について事務的な打ち合わせを行うなど診療所の引き継ぎに向けまして、所要の準備を進めているところでございます。

次に、3、社会福祉法人七星会との交渉概要等でございますが、3月6日に七星会の理

事会におきまして、特別養護老人ホームに係る事業譲渡先として一関市が調整いたしました社会福祉法人二桜会への事業譲渡を決定してございます。3月8日には二桜会が理事会を開催し、当該事業の引き受けを決定してございます。基本的には、現在の入所者と職員をそのまま引き受けるということでございますが、債務の引き受けの範囲など、事業譲渡の詳細については引き続き七星会と二桜会で協議中でございます。

七星会の未納賃借料の清算につきましては、債務の引き受け範囲の協議結果において、私どものほうとしても対応が異なっておりますが、引き続き弁護士を代理人として共有してございます。

次に、4、一関市との協議概要でございますが、3月8日に一関市と今後の事業継承や医療局と二桜会との賃貸借契約に係る手続について協議をしてございます。

次に、5、今後の対応でございますが、まず白光につきましては、明け渡しや賃借料等の清算方法について引き続き弁護士を代理人として協議してまいります。七星会につきましては、賃借料の清算方法について引き続き協議していくほか、特別養護老人ホームの事業継承に伴います賃貸借契約につきまして、一関市とも相談をしながら二桜会と協議をしてまいりますところでございます。

最後に、条例を提案してございます花泉地域診療センターの診療体制等でございますが、診療科につきましては内科、外科を予定してございます。医師の体制につきましては、現時点で常勤医師1名と週1日診療を行う非常勤医師2名を確保したところでございまして、このほか常勤医師1名の配置について調整中でございます。

医師以外の職員体制につきましては、臨時職員や非常勤職員を含みますが、看護師3名、検査技師1名、放射線技師1名、事務2名、作業士1名を配置する予定でございまして、基本的には民間移管前の無床の花泉地域診療センターと同じ程度の外来診療を行うことができる体制であると考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 大変御苦労さまでございます。いよいよ新しい場面に進まれるのかなというふうに思ってお聞きをしておりましたが、まず特別養護老人ホーム部分について少し詳細に聞かせてください。

二桜会と社会福祉法人七星会との協議が続行中ということでございますが、入所者と職員は引き継ぐ、その他の部分については詰めるということでございますが、協議の概要と協議がいつごろめどがついて、引き渡しに向かおうとされているのか、その辺の時期についてのおおよその把握、どのようにとらえているのかお聞かせいただきたいと思います。

○大槻経営管理課総括課長 私どものほうでもその都度、一関市からもですけれども、その都度両法人のほうから状況については伺っているところでございます。

現在基本的には債務の状況というふうな部分で、大きく分けると一つは、いわゆる初期投資の分、それから運転資金といいますが、そういった格好での資金上の債務というふうな

ものが一つございます。それから、私どもに対する、いわゆる家賃の債務というものがございます。こういったものが七星会のほうにはあるわけでございますけれども、基本的には債務についても引き受けるというふうなことです。若干細かい、例えば私どもに対する家賃分をどうするかとか、こういった部分がまだ詰め切れてない部分があるようでございますので、その部分について今現在詰めを行っているところというふうにご話しております。

○**関根敏伸委員** 大体のめどをどのように考えていますか。

○**大槻経営管理課総括課長** 失礼しました。今週それぞれのところで内部のほうで理事会を行っているというふうにご話しておりますので、具体的には詳細にはまだ現在把握してございませんけれども、七星会については本日理事会を開催しているようでございます。この中である程度の範囲が決定されるものと考えてございます。

○**関根敏伸委員** センターのほうは4月からということになるのでしょうかから、なるだけ一体的に特別養護老人ホームのほうも円滑に協議が調って引き継がれるように一関市とあわせて御努力をいただきたいと思っております。

それから、次でございますけれども、一関市との協議概要という部分で二桜会と医療局の賃貸借に向けた今後の手続等について協議をしているというふうな状況でございます。今般のさまざまな検証はこれからだというふうに思いますけれども、現状はやはり診療所の部分についても、特別養護老人ホームの部分についても賃借料等が円滑に支払われなかった、さまざまなことがこれからの障害にもなっているわけでございますから、新たに今度は、医療局は家主として二桜会と賃貸借契約を結ぶのだらうというふうに思いますが、今般の経緯等も踏まえて、そういった契約内容はこういった方法を考えているのか、今までの七星会と同じような対応で臨もうとしているのか、一関市と協議中、手続中ということではありますが、こういったことを想定されながら現在その辺の作業を進めているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**大槻経営管理課総括課長** 賃貸借契約の基本的な考え方というようなものにつきまして、今回の七星会との契約の中でも、初年度について4分の1と、2年目以降2分の1という、その基本線は基本的には変わらないというふうに考えてございます。しかしながら、その次の条項のところ、契約書の次の条項のところ、財務状況といいますが、経営の状況にかんがみて、ある程度私どものほうで最初の年の4分の1までの範囲のところである程度協議をしていくという条項を設けてございますので、基本的にはその条項の中で新しく引き受けをされる二桜会のほうが今回の引き受けをして、運営をしていくに当たって、どのような格好での財務的な事業計画、試算をなさっているかということもお伺いしながら、基本的な質問、債務のほうは引き受けるというふうなお話もございしますものから、そういった部分を考えて調整を図っていきたいというふうなことでございます。

○**関根敏伸委員** やはりそのような部分は大事だらうというふうに思います。家主という立場を考えれば、しっかりと家賃収入は的確にちょうだいしなければならないという

部分があると思いますし、逆に医療局として形上は別々にこれから運営されるわけでありませんが、一体的に医福連携という今後もそういったモデルを何とか継続するという方向性であれば健全な特別養護老人ホームの財政運営あるいはサービスへの提供、こういったところを両立していかなければならないというふうに思いますので、その辺はぜひ契約のあり方を含め財務的な部分、運営的な部分を含め、どうこれから医療局なのか、保健福祉部なのかわかりませんが、関与されていこうとしているのか、その辺の4月以降の体制等、こういったものを想定しているのかちょっと教えていただきたいと思います。

**○大槻経営管理課総括課長** まず一つは、建物自体が今の予定でありますと1階部分については県営の診療所となる格好になります。そのほかにボイラーの関係とか、それから給湯、給水、電気の関係とか、分離メーター等で完全に分けられる部分もございますけれども、ある程度共用していかなければならない部分も出てまいります。そういったところでの関係は十分、いわゆる医福連携というだけではなくて、建物を維持していくに当たってもかなりの連携をとっていかねばならないというのも事実でございます。今私どものほうで考えさせていただいている契約は、基本的には同じように1年更新というような形での契約を考えてございますので、その更新の時期について両者が話し合う機会というふうなものを節々に設けたいと思っております。そういった中で、いわゆる財務の状況まで含めた格好での運営、それから施設そのものについてもいろいろと話し合っていかなければならないものというのは今後も出てくるかと思っておりますので、そういった部分については定期的にお話し合いをさせていただいて、そして両者合意の上での、毎年の家賃の決定というふうなところにつなげていきたいというふうに考えてございます。

**○関根敏伸委員** 職員が引き継がれると、入居者はそのままということになるということでございますけれども、職員とか入居している方々への医療局としてのサポート的なものを考えていらっしゃるのか、すべて新しい社会福祉法人にお任せされようとしているのか、その辺の対応方針を伺わせてください。

**○大槻経営管理課総括課長** 職員の方々、入居者の方はもちろんですが、職員の方々というふうなところについての個別としてのサポートというふうなところは特段今想定しているものではございませんけれども、例えば二桜会といいますか、七星会のほうの入居者の方々の家族会というふうなものもございます。それから、あとは地域の方々、御利用なさる地域の方々、1階の診療所の部分もそうでございますけれども、こういったものについては基本的には本会議のほうの場でも申し上げてございますけれども、やはり私どものほうとして御説明をするというふうなことが必要だというふうに考えてございますので、3月の少し押し迫った時期になろうかと思っておりますけれども、その説明をするような機会というふうなことを設けようということで、今一関市のほうとも協議しているところでございます。

**○関根敏伸委員** 最後になりますけれども、花泉地域診療センターも体制が見え始めまして、動くということになります。先ほど医福連携というふうなことを申し上げましたけれ

ども、今後1階と2階部分でまさに医福連携というか経営形態、所有者等は、運営形態は違うわけですが、一体的に地域医療をこれから支えていくのだという面において、どのように一体感を持って1階部分と2階部分がこれから運営を始めようとされているのか、その辺の部分についてお聞かせをいただいて終わりたいというふうに思います。

○大槻経営管理課総括課長 花泉地域診療センターは、磐井病院附属というふうなことでございます。いわゆる本院である、親病院といいますか、本院の磐井病院のサポートがまずは外来機能が中心になりますので、そのサポートがまず大事なのではないかなというふうに考えてございます。

それで、そういったような急な入院とか、こういったものについては磐井病院である程度フォローするというふうなことはもちろんでございますけれども、患者の場合に、やはり特別養護老人ホームに入所されている方が急変されたというふうな場合には、中核の高度な医療を持つ病院よりも、逆にもう少し療養型の格好の入院も必要になってくるといったことも聞いてございますので、そういった部分では一関市内の病院のほうともお話し合いをさせていただいて、協力体制をとりたいと思っております。

それから、もう少し軽い、ちょっとぐあいを悪くされたというふうな場合については、当然同じ建物の中におりますので、私どものほうの1階の部分の花泉地域診療センターのほうにすぐ来ていただく、あるいはお医者さんがそちらのほうに向かうというふうな格好での連携体制をとってまいりたいというふうに考えてございます。

○神崎浩之委員 県でモデルとまで言ったこの体制であります。悲しいことではあります。地元の一関市議会でも全会一致で臨時議会を開いて請願を出しているわけなのですが、有床に戻してくれということでもあります。この点について県のほうではどう重く受けとめていただいて、どう考えているのか、まずお伺いいたします。

○大槻経営管理課総括課長 私どものほうといたしましても、この花泉地域診療センターを民間のほうに経営移管した経緯の際に花泉のほうの地元のほうにお伺いしていろいろとお話を伺ってまいりました。今般の花泉診療所、白光のほうで運営している花泉診療所が撤退するといったお話になった後も地元の医師会の会長等々にお会いしてお話をしましたけれども、やはり地元のほうとすると割と気軽に入院できるようなベッドがやっぱり欲しいのだというふうなお考えは、これは強くあるのではないかとこのほうには十分認識しているところでございます。

私どものほうの地域診療センターを今回運営しようとするに当たっても、この当時の3年ほど前の状況と医師の体制等々について状況に大きな変化がないものでございますので、一たん無床の診療センターというふうな格好で戻させていただこうというふうなことでございますけれども、一関市ともお話をすると、そういった部分、特に地元の意向とか、そういったものも踏まえた格好でしっかり今後に向けてのあり方といったものを協議しなければならないというふうな認識をお持ちいただいているようでございますので、これをまず初めというふうな格好にさせていただきまして、一関市のほうとそういった部分

で花泉地域の医療のあり方を踏まえた格好で協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○**神崎浩之委員** 要所、要所に一関市、一関市と出るのですけれども、地元のほうは、別に一関市が主体となってやっているわけではないのですよと、県のほうが強引に押しつけていろんなこと進めているのですよと、私はそういう話を聞いているから非常に違和感があるのですよ、一関市、一関市、一関市と。先ほどの法人に至った経過も一関市が調整してみたいなお話をしているのですけれども、非常に違和感があります。

そこで、先ほどの有床のこともあるのですが、やはりいろいろ物議を醸した法人、それからあとは地域の方に、これからこういう診療所でスタートしますよというふうな意味を込めて、地域の方々に県が説明に行かなければならないということ、それからあとは検証していくというふうな話でありまして、我々6月議会を控えておりますので、これからすごく忙しい状況になっていくとは思いますが、6月議会までにどういうふうなスケジュールでまず検証していくのか、その2点お伺いいたします。

○**大槻経営管理課総括課長** 地域の方々に対するお話しということにつきましては、今後運営していく上での御意見を伺わなければならないというふうに考えておりますので、3月も非常におし寄せまってきた部分での開催になるかと思っておりますけど、これについては開催させていただきたいと考えておりまして、調整をすすめさせていただいているところでございます。

それから、検証につきましては、一階部分の白光、それから七星会と二桜会との事業譲渡の関係につきましてはある程度進んでいるところでございますけど、白光と私どもの部分については、あいだに代理人を立ててという形でございますので、こういった作業が終わりまして、ある程度私どものほうの地域診療センターがセンターとしてスタートするところをまずひとつの区切りとさせていただきまして、検証に入らせていただきたいと考えておりまして、若干、検証の手法という部分についても考えさせていただきたいというところでございます。

○**神崎浩之委員** 最後に2つお聞きします。この信頼を回復するためにはいい病院をつくらないといけないですね。そこで、いつから具体的に病院がスタートするのかなど。花泉の方々は待っておられるわけです。これから3月31日までであって、引っ越ししたり、新しい器械を入れたり、造作もあるのか、それから練習もあるでしょうし、4月からというような記載があるのですけれども、4月1日というわけにはいかないかもしれないですけど、4月10日ぐらい、20日ぐらい、いや5月だと、ある程度、今の段階ではなかなか厳しいとは思いますが、早く立派な病院をやりたいのですが、今のところいつごろぐらいに実際の診療がスタートするのかということと、最後に、それからせつかく一関市の関係の方もいらしているので、社会福祉法人というのは特殊な法人でありまして、たしか事業をしないと社会福祉法人は維持できないと思っているのです。休眠しておくわけにもいかないようなことを思っているのですけれども、今後この社会福祉法人七星会ほど

うやっていくのか、閉じていくのか、それとも何か今やっている白光のほうの在宅サービスと社会福祉法人に継承して社会福祉法人が進んでいくとか、その点について社会福祉法人の今後の七星会の動きについて教えていただきたいと思います。

**○大槻経営管理課総括課長** 確かに神崎委員おっしゃるとおりに、やはり診療については市民の皆さんが、特に今診療にかかっている方々、この方々については切れ目ないような格好で対応しなければならないというふうに考えてございます。その引き渡し、円滑な引き渡しというふうなことが前提にはなります。そういった中で、神崎委員御指摘のとおり、一つは例えばシステム関係の導入とか、それからあとは医事事務の関係で作業をされる方の訓練、こういったものは当然必要になってまいります。若干そこの部分でも事務的に3月8日に相手方のほうと打ち合わせをしたというふうなお話ですけれども、例えばいつの時期に医事業務関係の器械、ネットワークを入れて、それからいつ時点で例えば訓練をするかといったこともございますので、そこは若干詰めているところではございますけれども、大きな形での医療器械の搬入というのはないのかなというふうに考えてございます。そういった訓練とか、そういったものがまずありまして、というふうなことを考えますと、いつごろというふうな話でございますけれども、例えば4月上旬にできるだけ切れ目なくというような考えでございますけれども、そういったような訓練とか、若干の機材の搬入というふうなことを考えると1週間程度おくれといたしますか、休診といたしますか、そういうことも必要になってくるのかなというふうに考えてございます。できるだけ第2週ぐらいにはスタートさせたいと。

**○小田原地域福祉課総括課長** 事業譲渡後の七星会がどのようになるかということでございますけれども、七星会が事業譲渡後、4月以降の社会福祉事業を行わない法人となった場合には、法人が1年以上にわたってそういう状況が続く場合には所轄庁が解散を命ずることができるというふうな規定がございます。ただし、今後の新たな事業を行い、法人を存続させるのか等、法人とよく御相談させていただきまして、適切な指導をしてみたいと考えております。

**○飯澤匡委員** それでは、今七星会の話が出ましたので、その点を最初にお聞きします。この間もお聞きしましたけれども、社会福祉法人である七星会がつくられて、この施設をつくるに当たり補助金をもらっていますが、この部分についてはどのようになるのか再度、この間もお聞きしましたけれども、確認をしたいと思います。

それから、二桜会については地元の社会福祉法人ですから、非常に地元にある部分で責任感もあったと思って、いろんな思いがあって手を挙げたというふうに推察をされますが、この財務状況についてどのように把握しているかお知らせをいただきたい。

それから、この診療センターと特別養護老人ホーム施設については、私も何回も言っていますけれども、いわゆる新しい地域医療のモデル型としてやっただと、そして診療センターは10年間はやりますよ、やらせますからと医療局の方々力強く言ったのです。残念ながら、このようにとんざする格好になりました。ただいま二桜会の家賃の更新についても1

年更新だと。それでは、今まで声高に言っていた事業計画も、二桜会だつてずっと未来永劫続くかどうか分からない、それから引き継いだ債務についてもまだ不透明な状況です。これがひょっとして、1年もたたないうちにまた次の社会福祉法人になるとも限らない。そうすると今まであなた方が組み立てた部分が、さらに暗やみの中にどんどん落ちていくというふうなことも想定されるわけです。その点はその点としてしっかり議会にも報告を、最後の引き継ぎについてはしていただきたいと思ひますし、1年更新でどの程度の事業年度が担保できるのかと、するつもりなのかと、あれはあくまで撤退しましたから、かわりに入れましたということにはならないと思ひます。今回の花泉事案については。その点についてどういう構えであるかお知らせをいただきたいと思ひます。

○岡村長寿社会課総括課長 まず、県から市を経由しまして、交付されました施設整備関連の補助金でございますけれども、これは先日の予算特別委員会で御答弁申し上げましたように、事業が特別養護老人ホームあるいは同様の介護等、あるいは福祉関係の事業に使用されるという状況でありますと県からの補助金については返還について免除できるという取り扱いがございます。今回の場合は無償で新しい引受先の法人に譲渡するということで協議されているということです、当然返還は生じない取り扱いが可能だというふうに考えているところでございます。

○飯澤匡委員 財務状況は。

○小田原地域福祉課総括課長 事業を受け入れる側の二桜会についてでございますが、財産目的上の状況によりますと、流動資産が約5億円、固定資産が18億円、その他の固定資産7億円、流動負債が4,000万円、それから固定負債が2億2,000万円、差し引き純資産が26億4,000万円ほどになってございまして、また指導監査の状況等からしましても特に大きな問題等はない法人というふうな考えているところでございます。

○大槻経営管理課総括課長 今後の永続的な経営の担保というふうな話でございます。十分これから二桜会のほうともお話し合いをさせていただきたいというふうな考えておりますが、現時点で、例えば今後の、七星会のほうから引き受ける債務、こういったものの状況でございます。これも踏まえた格好での、できれば二桜会全体だけではなくて、この花泉地域診療センターの2階部分での対策と申しますか、こういったことも踏まえた格好でお話し合いさせていただきたいと思ひますし、当然入所者の方もいる話でございます。これは1年更新という話をさせていただきましたけれども、1年で撤退することのないような格好での話し合いを進めてまいりたいと思ひます。

○岡村長寿社会課総括課長 新しい二桜会が法人で施設運営する場合、新たに特別養護老人ホームの設置認可申請を県に対して行うということになりますけれども、その場合、賃貸借の建物について、今1年更新というお話ありましたけれども、現在の七星会の医療局の契約におきましても10年以上特別養護老人ホームとして使用するという条件がございまして、その上で賃料とか、そういう格好があるので、1年契約ということで、県で認可する場合も10年以上の事業継続をするという前提で補助金も出してございまして、今回特別

養護老人ホームの認可をするに当たりまして、その点についても法人側に十分確認の上、1年、2年で放り出すとか、そういうことは決してないような取り扱いで臨むということをお願いしておりますので、指導を行ってまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 二桜会については、私は詳しいことはわかりませんから、いずれ今回の債務、引き渡しについてもまだ弁護士の間で詰めていると。それから、先ほどの答弁にもありましたように、電気メーター等施設の管理についても共用している部分が多いと、この点は逆にクリアにしないといかんと思うわけです。恐らく県施設で2階は特別養護老人ホームということになれば、事業体が違えばなかなかその中で地域医療のモデルというのは、あなた方がもくろんだものはもうなかなか難しいのだろうと、私はそう思っています。

今後最低限、地域の方々にご迷惑がかからないようにやっていくしかない。こうなってしまったことについて、いまさらまた私たちは戻したくもないし、地域の実情にあった医療サービスを提供する、それで医療局の経営上の判断のなかでやる以外にない。一関市の市議会からも出た決議文などで入院設備をつけていただきたいというものもあるのですが、できる範囲のなかでやるしかないということについては、理解をしめさないわけでもございません。ただ今回の民間移管がはじまるときに不透明なドライブがかかって、そしてこのような結果にいたったということ、これはやはりしっかり肝に銘じて総括並びに検証をしていただかないと次なる場面でやはり逡巡していく場面が出てきますので、これは議会としてもしっかりやっていかなければならないですし、神崎委員の答弁にもありましたけども、その点についてはしっかりお願いをしたいと思います。それで今回の無床化の地域診療センターになるということについておうかがいしたいのですが、常勤医師1名は確保しているような状況だとお聞きしましたが、両磐地域の保健医療圏域のなかで地域医療の医師の数のうえでの質が低下したのでは話になりません。千厩病院については、常勤医師が今度2名欠員になるという話もあります。地域全体のなかで沈下してしまったのでは意味をなしませんので、現在、県立病院の常勤医の医師数が、来年からどのような形になるのか、医師数について現況と併せ、来年度の人事もだいたいかたまっただしょうから、どのような体制でいくのか、その推移と併せてご報告をお願いします。

○千葉医師支援推進室医師支援推進監 県立病院全体の医師数あるいは両磐地域のなかでの、特にも、今回の花泉地域診療センターでの医師の質の低下をおこなさいようにということでございますが、まず、県立病院全体の医師数でございますが、現在、大学側の医局人事ということもございまして、大変申し訳ございませんが、このあいだ、一般職員の方はでたところでございますが、医師についてはまだ現在調整中であるということで、数の方については現在まとまってないので、この場での公表は残念ながら控えさせていただきたいと思います。なお、花泉地域診療センターの医師については、新たに今回採用させていただくということになりましたので、全体での低下という部分では評価というふうに考えていただいていると思います。以上で終わります。

○**飯澤匡委員** さきほど議案審査のなかでも医療圏の見直し等の動きもございます。これから地域医療をどのようにして、地域の皆さんとともに発展をさせていくのか、リアクション側からだけではなくて、需要側もある意思を持ってやっていかなければならないと思います。今回の花泉地域診療センターの事案は、そういう意味では大きなブレーキがかかったもので、本当に残念なものです。やはり、両磐圏域全体の地域医療の質をあげると、民間レベルでは、千厩病院を中心にしてかなりのボランティア団体の方が活発に支援活動をして、医療サービスの受け方について効果を上げているといういい例もありますけれども、大東病院も被災をしているような状況のなかで、今回の医療計画についても、私は一般質問で申し上げましたが、確かに地域病院のありよう、そして地域病院を核とした地域医療全体の意識レベルの底上げ、そして外部との連携、やはり地域医療について、言葉だけじゃなくて真の意味でのモデルというものをやりながら、地域の人たちに高齢化社会に対応した、地域のニーズにあった医療提供サービスのあり方というものをしっかりやっていただく必要があると思います。最後に、今回は医療局が考えていたもとの案に戻るということでございますし、あと特別養護老人ホームについても、ただいまの答弁によりますと、二桜会もある程度の資産をかかえて監査についても良好であるという話でございますので、これは地元の方に迷惑がかからない方向でやってくれていると思いますが、最後に申し上げますけども、いかなることにも対応できるように、今回はこれで一件落ち着いたから、これで民間移管はいいな、次の人事異動がまわってくれば俺は知らないということではなくて、組織のなかで今回の部分についての反省をふまえた地域医療のあり方をしっかりと考えていただきたいということを申し上げ、医療局長から所管をいただいて終わりとさせていただきます。

○**遠藤医療局長** 県内全域で医療の関係では地域で課題を抱えておりますし、両磐医療圏においてもありますし、両磐医療圏の中においても東磐井地域、西磐井地域とさまざま医療事情が異なるような中で、どういった医療サービスを提供していくのかということが喫緊の課題となっております。

花泉地域診療センターにつきましては、昨年もいろいろと予算特別委員会でも、委員の皆様から様々なご意見等をいただいておりますので、それらを踏まえながら今後適切に対応していきたいと考えております。

○**喜多正敏委員長** ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入り入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。保健福祉部の皆様は御苦労さまでした。

この際、何かありませんか。

○飯澤匡委員 被災した大東病院の件について、4月以降早い段階でというような、だんだん時期も前倒しになって、迅速な対応については感謝申し上げたいと思います。今後地元に対する対策委員会もできて、それなりの我々の覚悟、姿勢も明らかになってきましたので、早い段階で医療局側の再建に向けた御説明をいただきたい。4月中にはという話もありましたが、どのような形態で説明の場を設けるおつもりなのか、お答えを願いたいと思います。

○大槻経営管理課総括課長 私どものほうでは、平成24年度の前半ぐらいには方向性をつけなければならないというふうに考えてございますので、そういったところから逆算をいたしますと、まずは大原地区といたしますか、県立病院がある地元といたしますか、地域の方々、利用者の方々にまずはお話を伺わなければならないというふうに考えております。大東病院のほうでも地域懇談会等の場がございますけれども、一つは大東病院の利用者の方というのは病院としての御利用の方もございますし、それから健康維持の意味でプールを御利用になった方もいらっしゃるわけがございます。そういった方々からのお話もあるのかなど、健康づくりという部分もあるのかなというふうなことで、一関市というふうなお話をするとお叱りも受けるところでございますけれども、そういった健康づくりの面というふうな部分も含めてお話を承る機会を病院のほうと相談をして早急に行いたいというふうに考えてございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願5件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県立病院の被災後の状況と対応についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件

につきましては、別途議長に対し閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細について、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。